

財政総論

財務省

2026年9月30日

1. 経済・金融環境：新たなステージへの移行の本格化

2. 令和9年度予算編成に向けて

- (1) 財政運営目標
- (2) 金利と財政
- (3) 予算編成改革
- (4) 飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入

経済・金融環境：新たなステージへの移行の本格化

- これまでの建議でも述べられているとおり、我が国の経済社会は構造的な転換が進行し、物価・賃金・金利が変動する経済・金融環境に本格的に移行している。
- この動きは一過性のものではなく、人口構造や国際秩序の変容、グローバルな経済・金融環境の変化を背景とした構造的・継続的なものと捉えるべきであり、新たなステージに適応した財政運営が必要である。

◆ 令和7年5月27日 財政制度等審議会 建議（激動の世界を見据えたあるべき財政運営）（抜粋）

世界は激動の時代を迎えた。（中略）淵源は、資本主義社会が広がる中での分配機能低下に伴う所得格差・分断、それによる社会の不安定化であるが、それらは先進各国で観察されており、今後も続いていく構造的な変化として捉える必要があるのではないかと。

（略）

我が国経済は、昨年に引き続き高水準の賃上げに向けた動きが見られるとともに、GDP ギャップが改善するなど、新たなステージへ移行しつつある。この移行を確実なものとするためには、引き続き生産性の向上等を通じた成長と分配の好循環を実現し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが実現・定着させることが鍵であり、それが現下の経済運営の基本である。

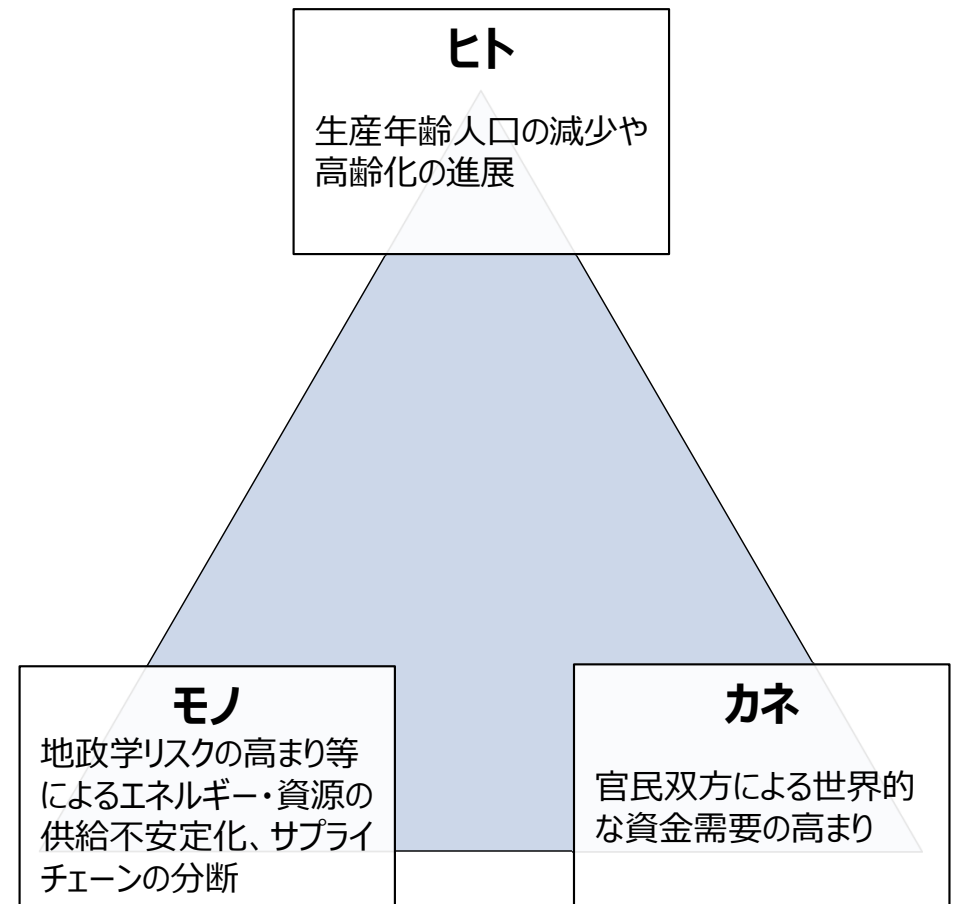
◆ 令和8年6月26日 財政制度等審議会 建議（人口減少と不確実性の時代における国力の強化と財政運営）（抜粋）

我が国経済は、長期にわたり続いたデフレから脱し、需要不足の状態から構造的な転換が進行している。（中略）。こうした動きは、我が国経済が、需給が引き締まる中で供給面の制約に直面する段階に移行しつつあることを示唆している。

（略）

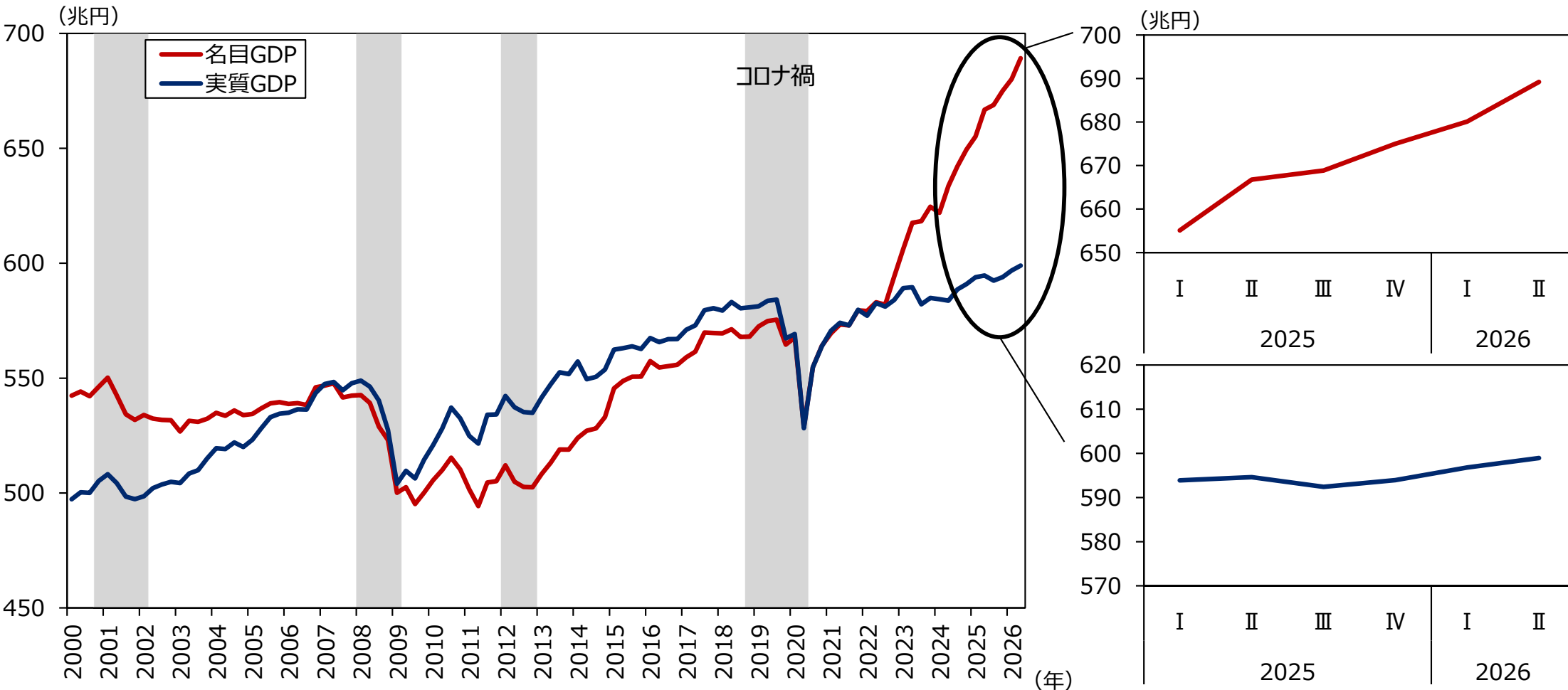
過去、当審議会で将来のリスクとして指摘してきた物価や金利の上昇などが現実のものとして顕在化してきており、今後の物価・経済の動向にはより一層注視していく必要がある。

【先進国における供給制約型経済への移行】



- コロナ禍以降、経済の回復が継続し、**名目GDPは大きく上昇**。2026年度に700兆円に迫る見通し。**実質GDPについても、相対的に緩やかな勢いであるものの、堅調に推移**。
- 本年2月末に中東情勢が緊迫化し原油価格の上昇等が見られたものの、**足下も緩やかな回復が継続**。

名目GDPと実質GDPの推移

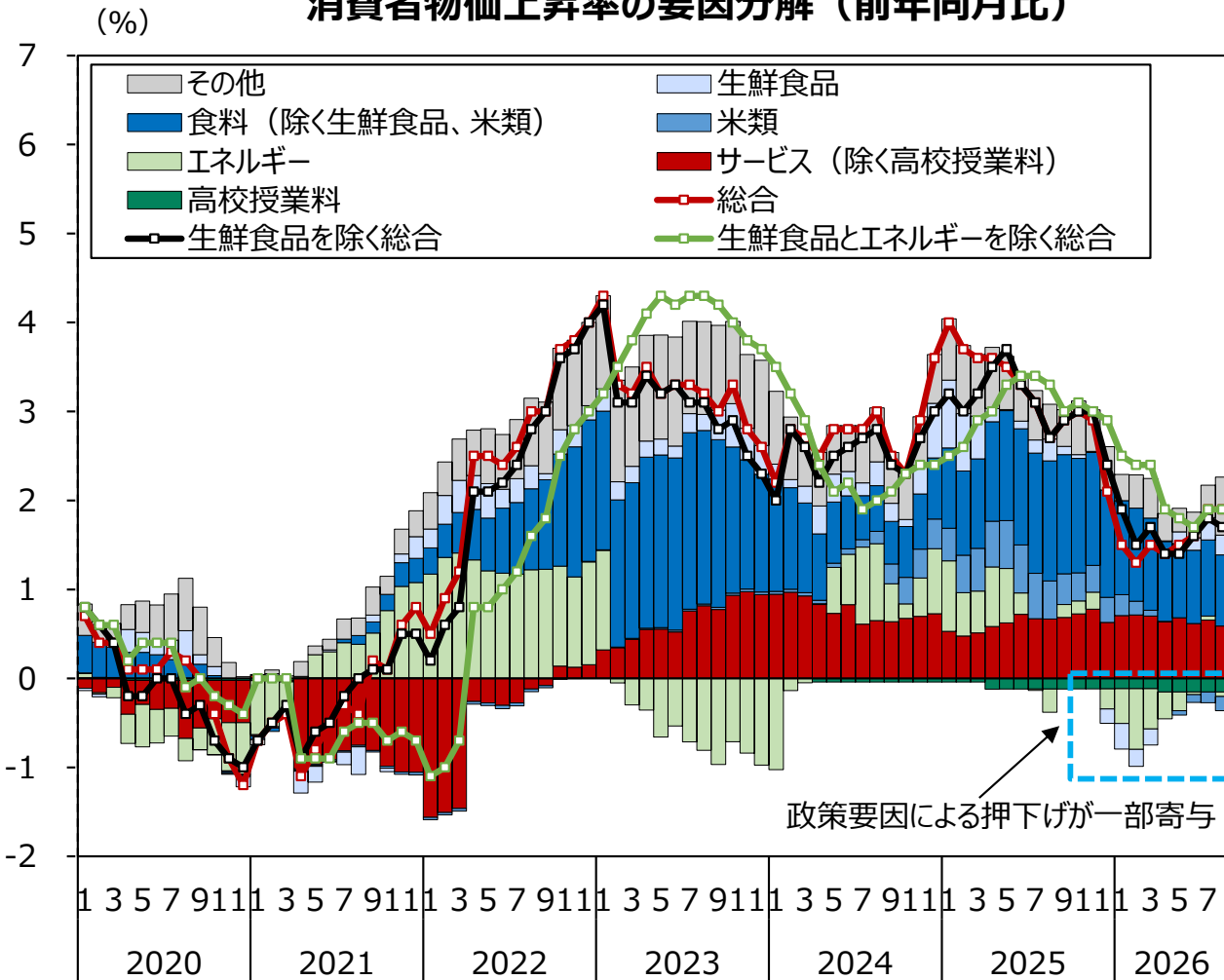


（出所）内閣府「国民経済計算」「景気基準日付」

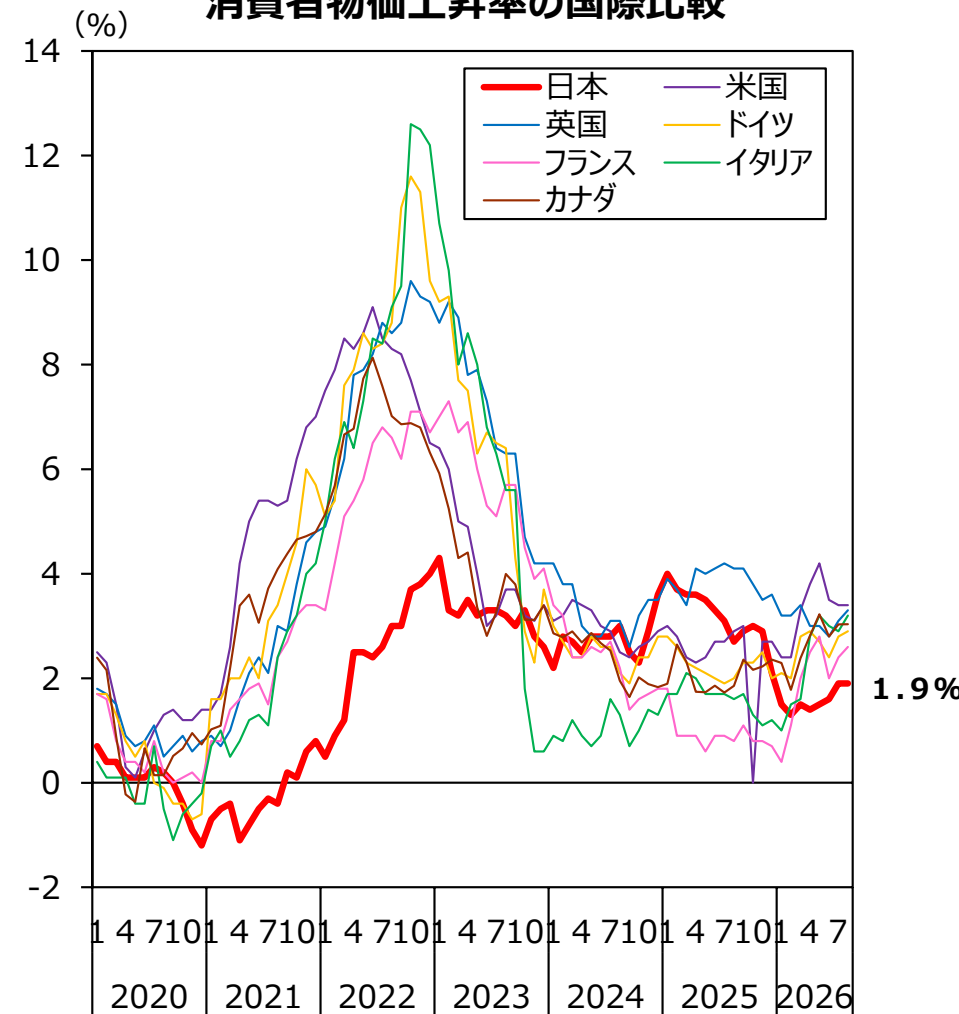
（注）シャドーは景気後退期。内閣府「景気基準日付」に基づき、景気の山を含む四半期から谷を含む四半期までを表示。

- 2021年以降のエネルギー価格上昇を起点に、消費者物価上昇率は2%を上回る水準で推移。足下は電気・ガス料金支援などの政策効果もあり2%を下回っている。

消費者物価上昇率の要因分解（前年同月比）



消費者物価上昇率の国際比較



(出所) 総務省「消費者物価指数」、各国統計

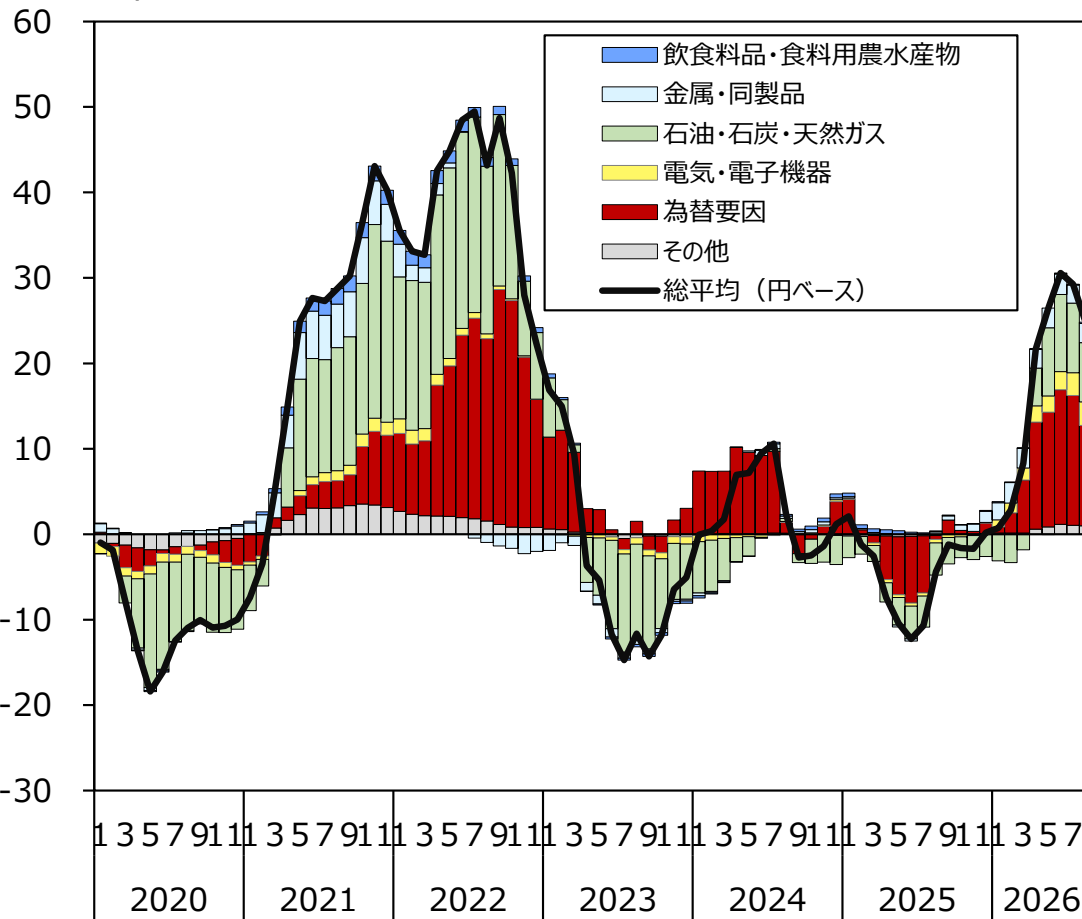
(注) 右図は各国の消費者物価指数（総合）の前年同月比。ドイツ、イタリア、フランスはHICP、その他の国はCPI。

物価の先行き

物価

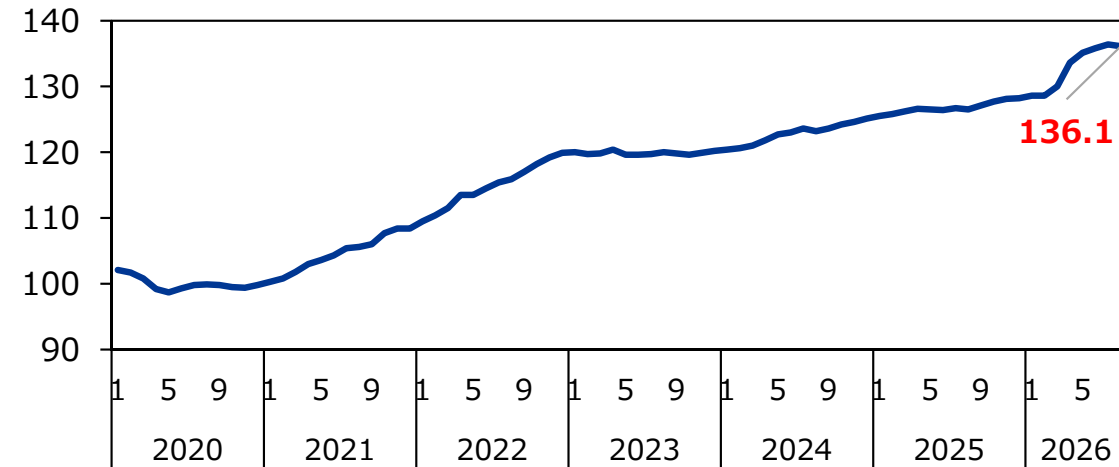
- **輸入物価**については、中東情勢の影響を受けた**原油等の価格高騰**や**グローバルなAI関連需要の増加**に伴う半導体価格の上昇、**為替要因**を受け、**足下で大きく上昇**。これを受け、**企業物価も前年同月比で7%台半ばまで上昇**。
- 企業の**価格転嫁姿勢も積極化**。賃上げに伴う人件費の増がサービス価格の上昇に繋がる動きも続いており、**物価上昇が定着しつつある**。

(%) 輸入物価上昇率の要因分解（前年同月比）

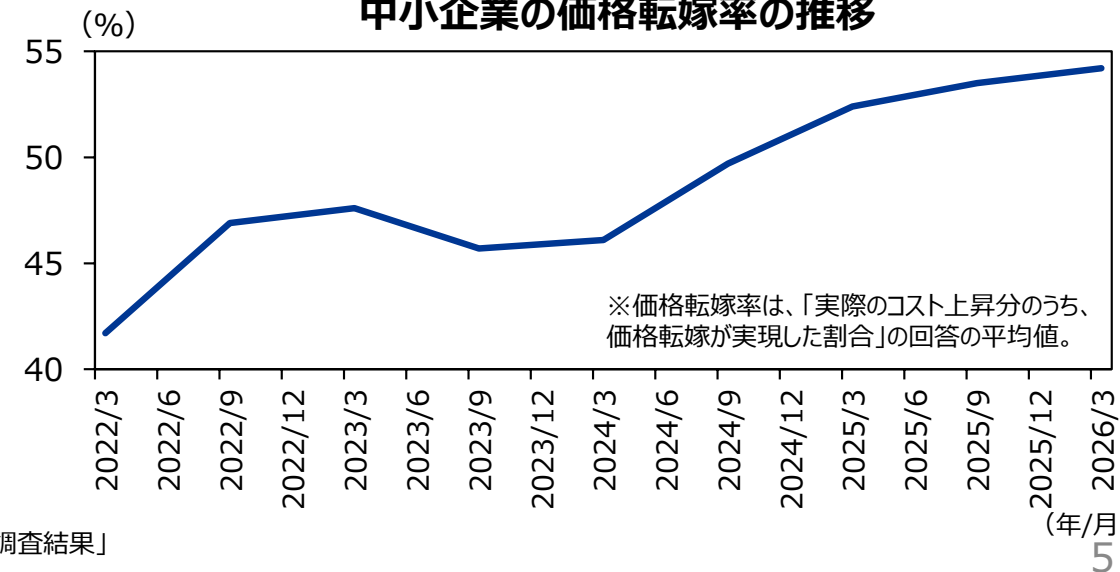


(2020年 = 100)

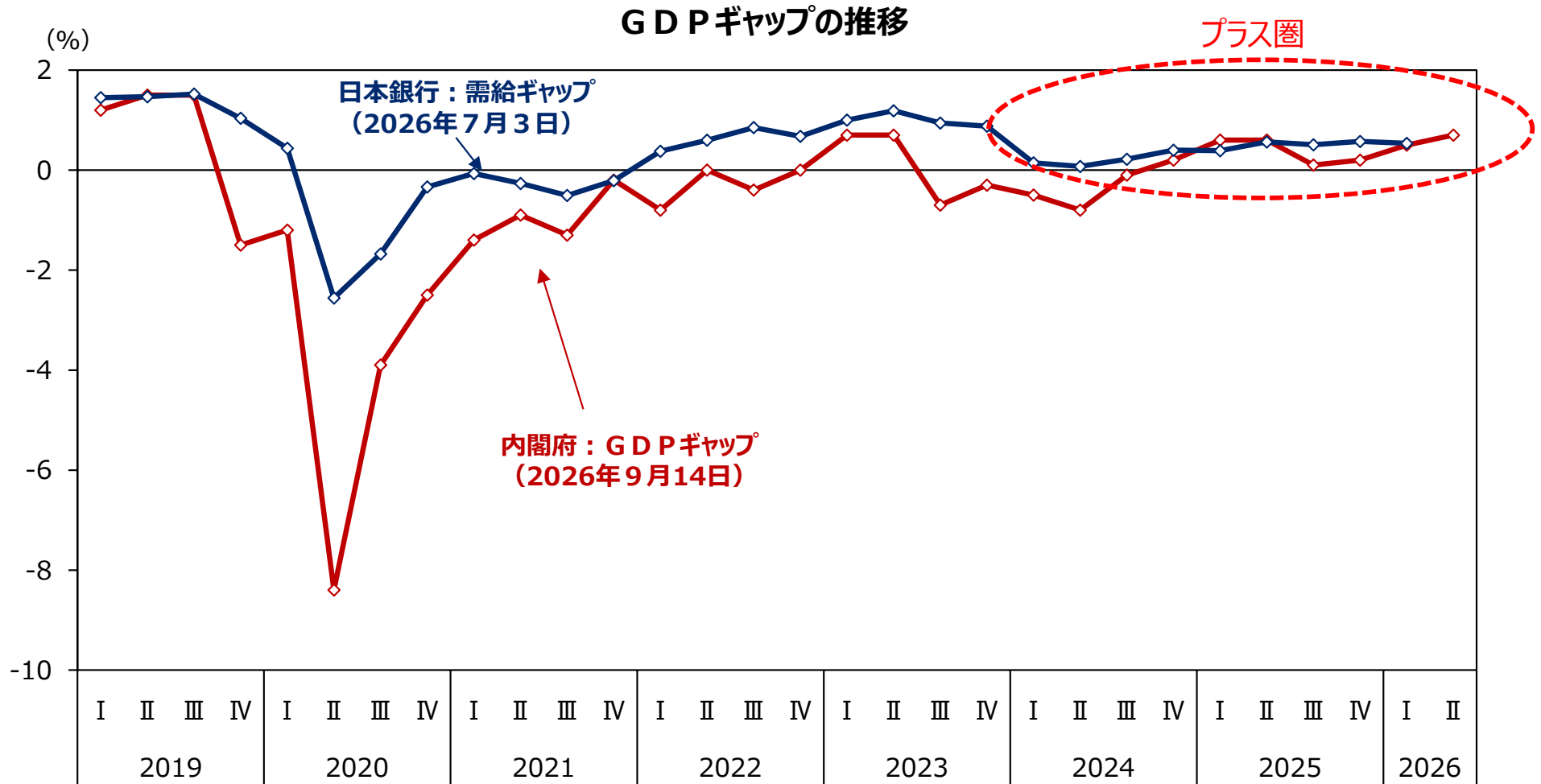
国内企業物価指数の推移



中小企業の価格転嫁率の推移



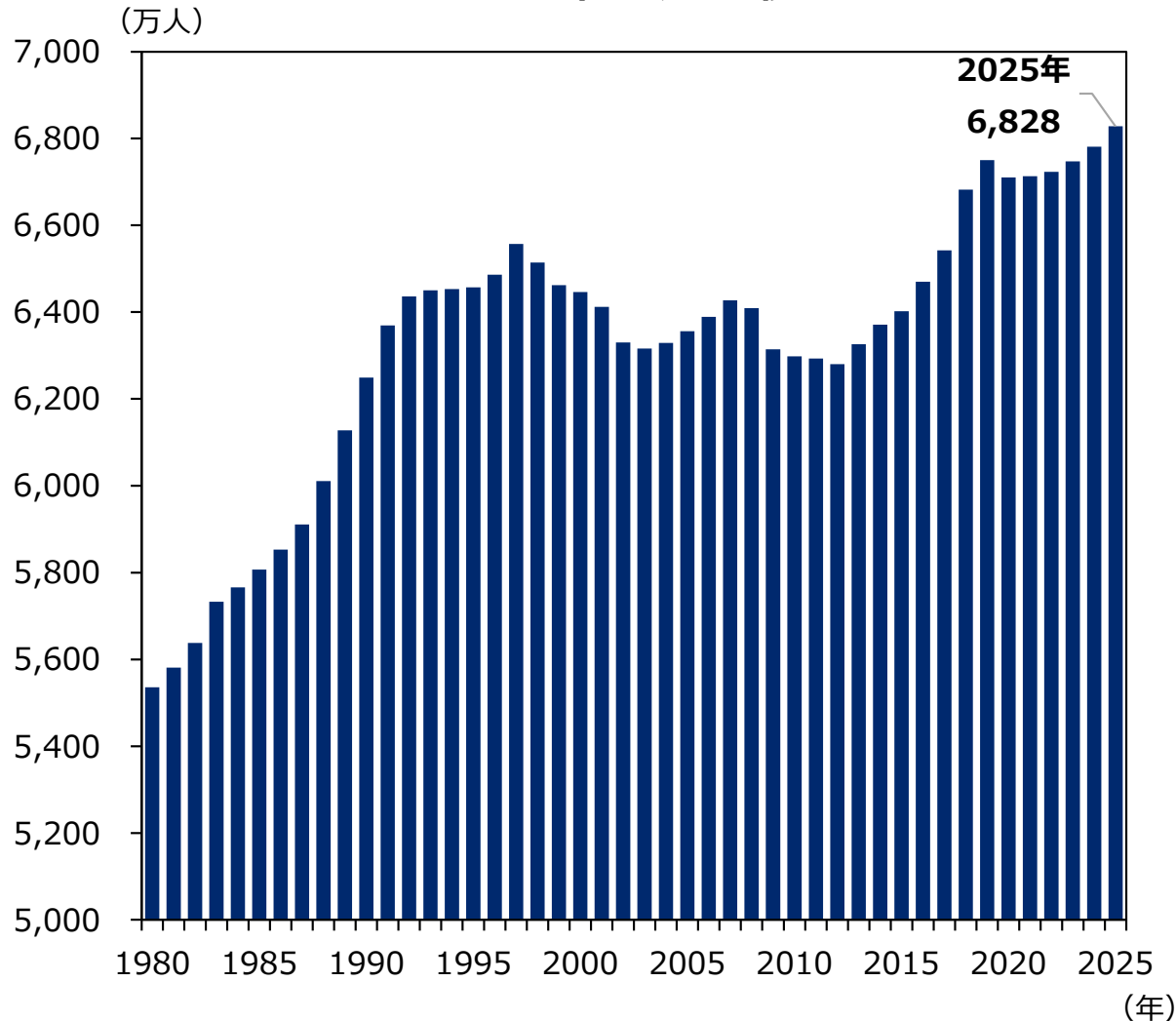
- 需給ギャップは足下でプラスとなっている。（日銀の推計では、2026年1 - 3月期で+0.53%（2022年1 - 3月期以降、**17四半期連続プラス**）、内閣府の推計では、2026年4 - 6月期で+0.7%（2024年10-12月期以降、**7四半期連続プラス**）。）
- こうした需給面の動きからも、物価上昇が定着する新たなステージへの移行が進んでいることが示唆される。



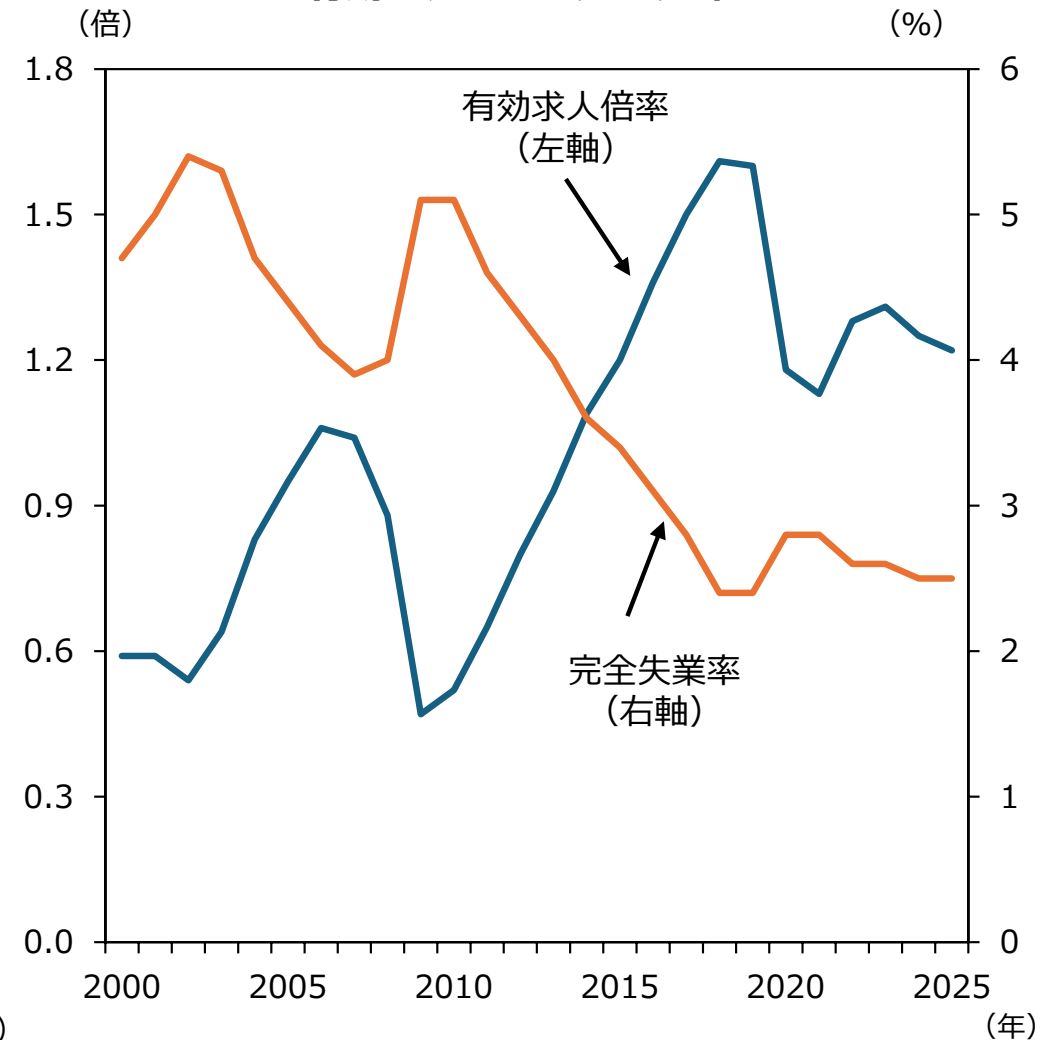
（出所）内閣府「GDPギャップ」（2026年9月14日）、日本銀行「需給ギャップ」（2026年7月3日）

○ 足下の**就業者数は増加傾向**となっており、**有効求人倍率は高位**、**失業率は低水準で推移**している。労働需給はタイト化しており、企業の**人手不足感は強い状態**が続いている。

就業者数の推移



有効求人倍率と完全失業率



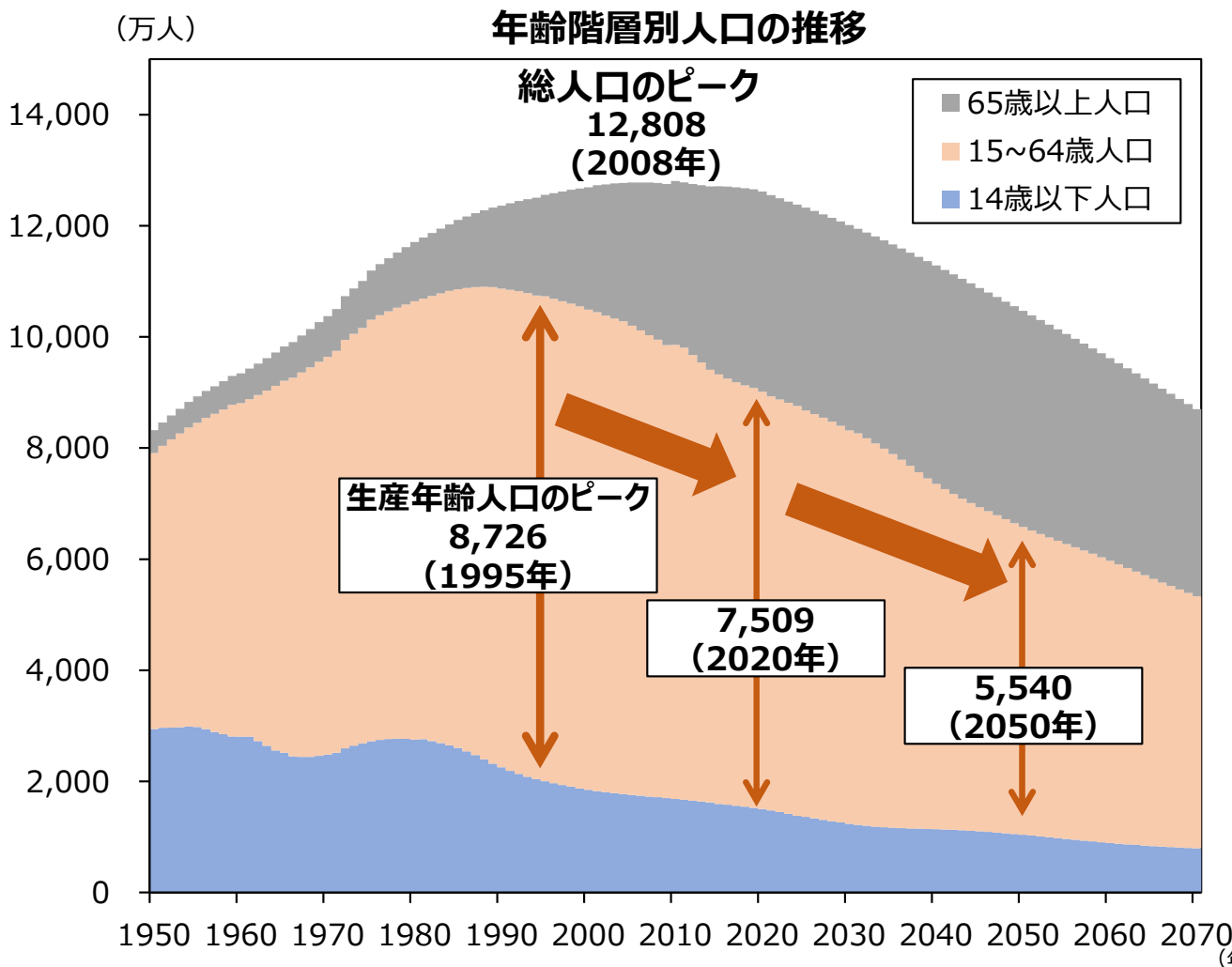
(出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」

(注) 2011年の労働力調査は、東日本大震災の影響による被災3県の補完推計値を含む。

労働力人口の現状と見通し

労働・雇用

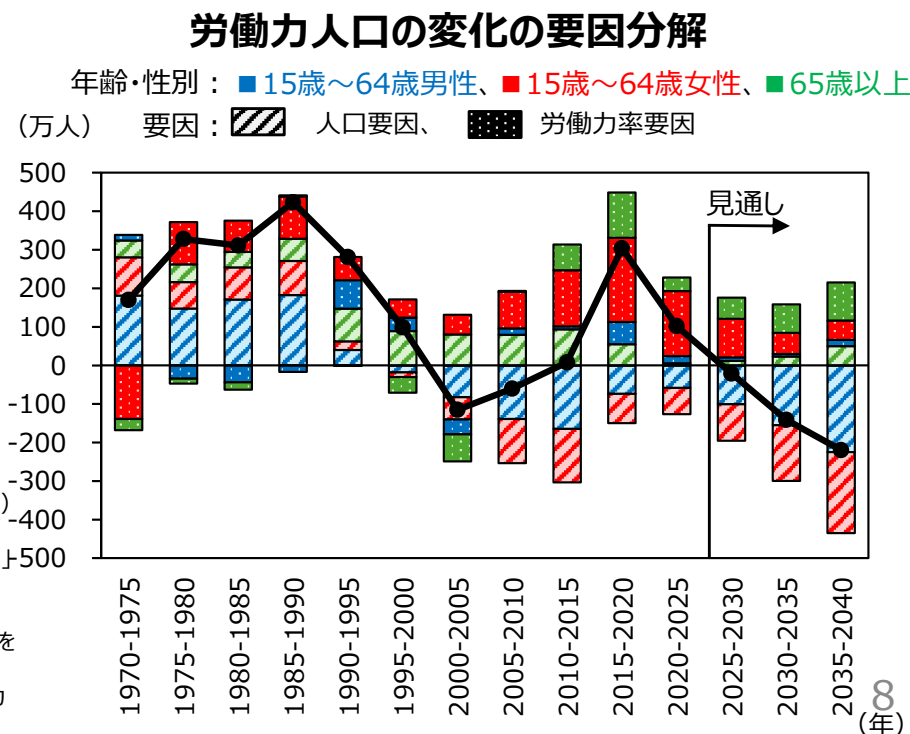
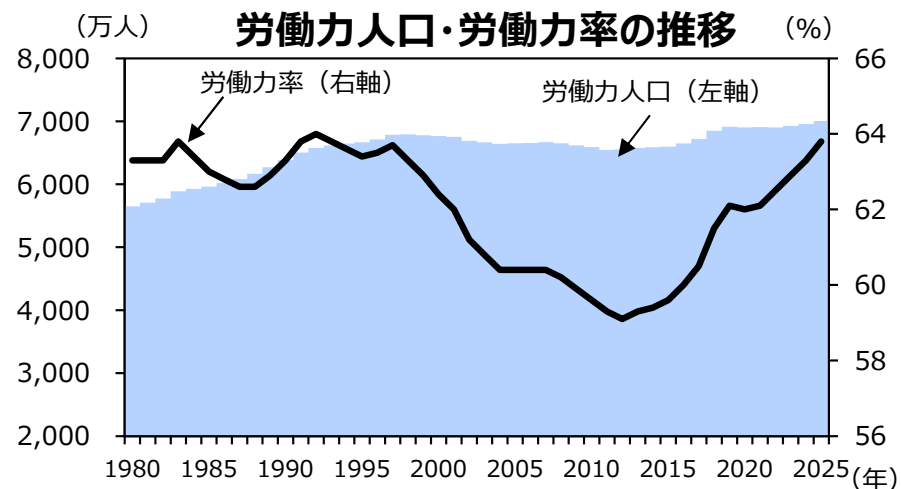
- 近年、生産年齢人口が減少する一方、女性や高齢者の労働参加拡大により、労働力人口は下支えされてきた。他方、追加的な労働参加への余地が縮小する中、労働力人口の更なる増加を見込むことは難しくなっている。



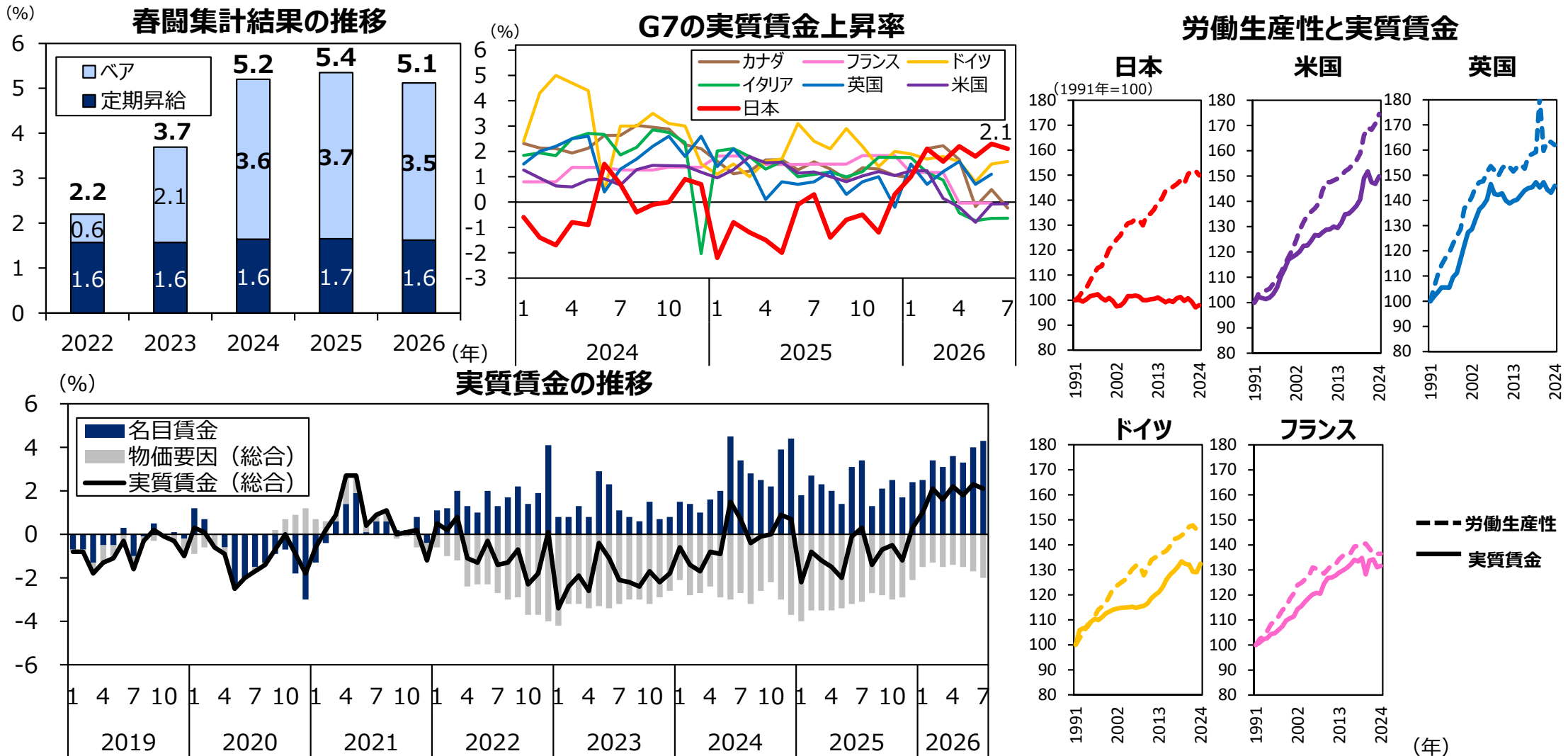
(出所) 総務省「国勢調査」、「人口推計」、「労働力調査」、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)「日本の将来推計人口(令和5年4月)出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)、労働政策研究・研修機構(JILPT)「2023年度版 労働力需給の推計」500

(注1) 左図の2025年以降は、社人研推計値。2025年の推計値は1億2,326万人であるが、2025年国勢調査(人口速報集計)では1億2,305万人。

(注2) 右下図は、2025年までは実績。2026年以降について、JILPTの労働力需給の推計における成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオをベースに、人口は2025年の実績値を起点に推計上の変化率を適用して算出。人口要因は、労働力率を2時点の平均値で一定と仮定し、人口の変化による労働力人口の増減を推計したもの。労働力率要因は、人口を2時点の平均値で一定と仮定し、労働力率の変化による労働力人口の増減を推計したもの。なお、労働力率は、2025年の実績値と推計値の乖離がその後も維持されると仮定して算出している。



- 賃金については、タイトな労働需給を反映し、**春季労使交渉で3年連続5%程度、ベースアップ分で3%を上回るなど、足下で賃上げの動きが進展**。足下の実質賃金上昇率（7月+2.1%）はG7の中で最も高い水準。
- 他方、これまで我が国の実質賃金は横ばいで推移してきたため、**実質賃金の水準では他の主要先進国と比較してもまだ低い**。労働生産性が他の主要先進国と比較しても遜色ない伸びとなっていることも踏まえ、**実質賃金を引き続き伸ばしていくことが重要**。



(出所) 連合「春季生活闘争 回答集計結果」、厚生労働省「毎月勤労統計」、各国統計、OECD Data Explorer

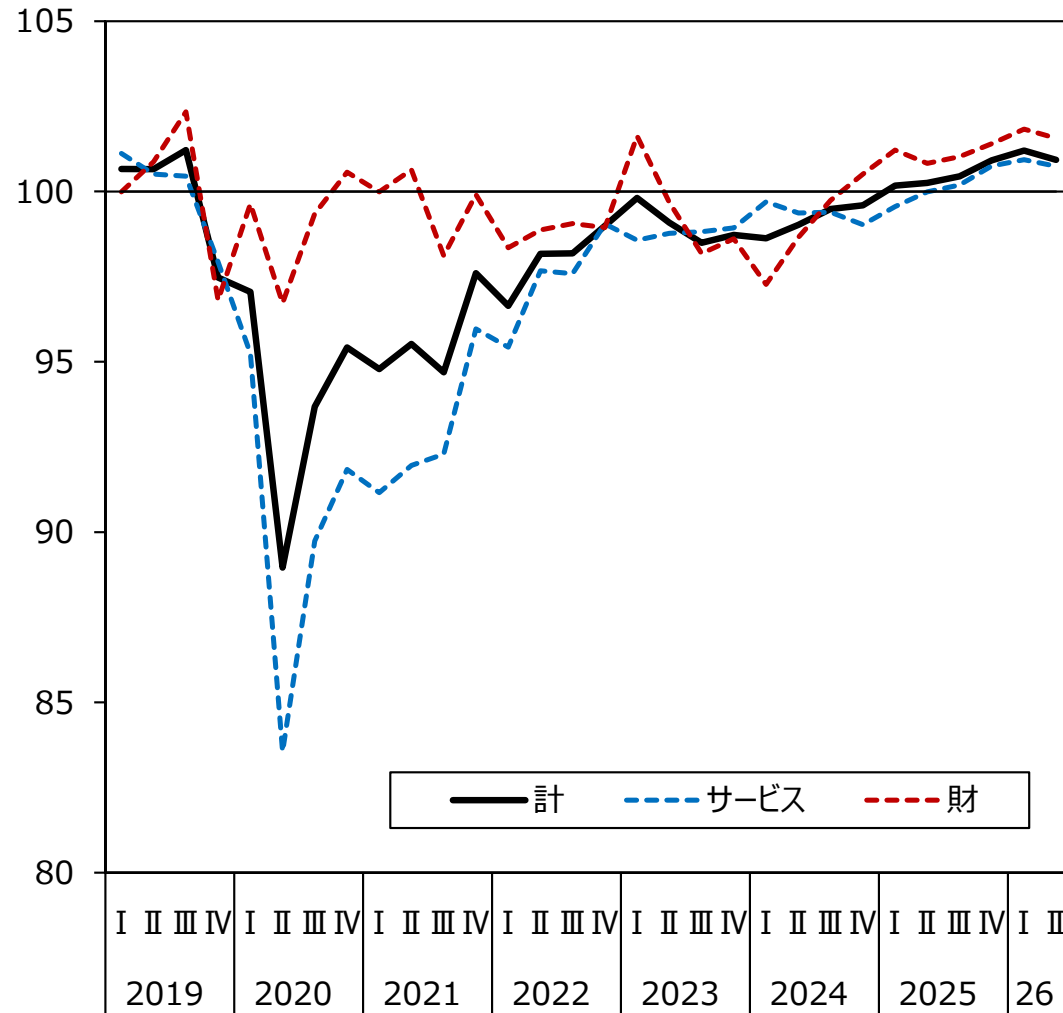
(注1) 春闘集計結果の推移については、ベース分が明確に分かる組合についてのみ集計。G7の実質賃金上昇率については、各国統計により、日本の実質賃金は消費者物価（2020年基準）（総合）で実質化し、フランスの値は四半期値を用いている。なお、米国の2025年10月値は政府閉鎖の影響で欠損しているため線形補完している。また、左下図の実質賃金は、消費者物価指数（2020年基準）を用いて実質化したもの。

(注2) 右図の労働生産性は、労働時間あたりの付加価値として算出。労働生産性、実質賃金、ともに、1991年の値を100とした比。

- 個人消費については、**足下で実質賃金上昇**するとともに、株価上昇等に伴い財産所得も増加傾向にあるなど所得環境が改善する中で、**徐々に持ち直し、概ねコロナ前の水準を回復**。

実質個人消費の推移

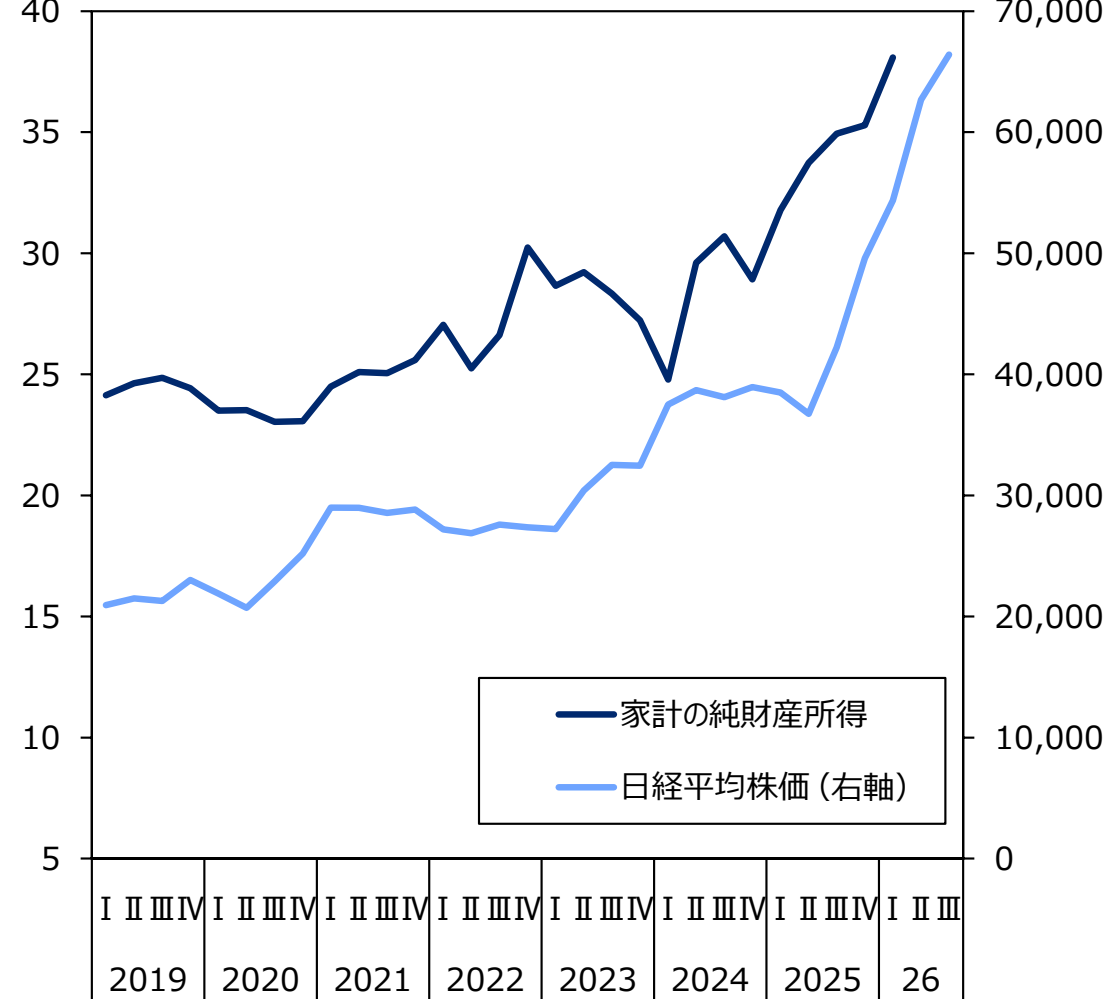
(2019年平均=100)



家計の純財産所得（利子・配当収入等）と株価の推移

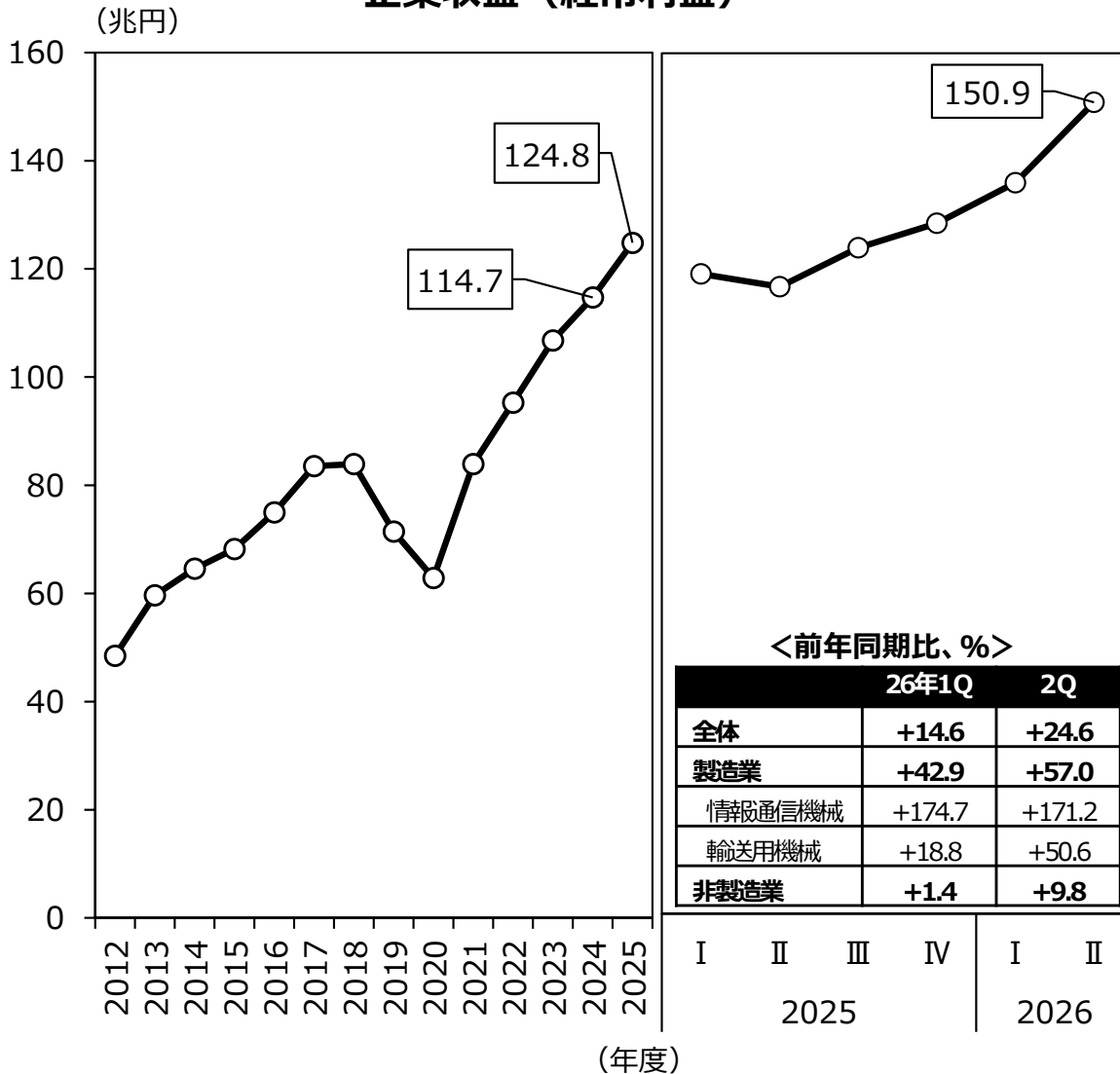
(兆円)

(円)

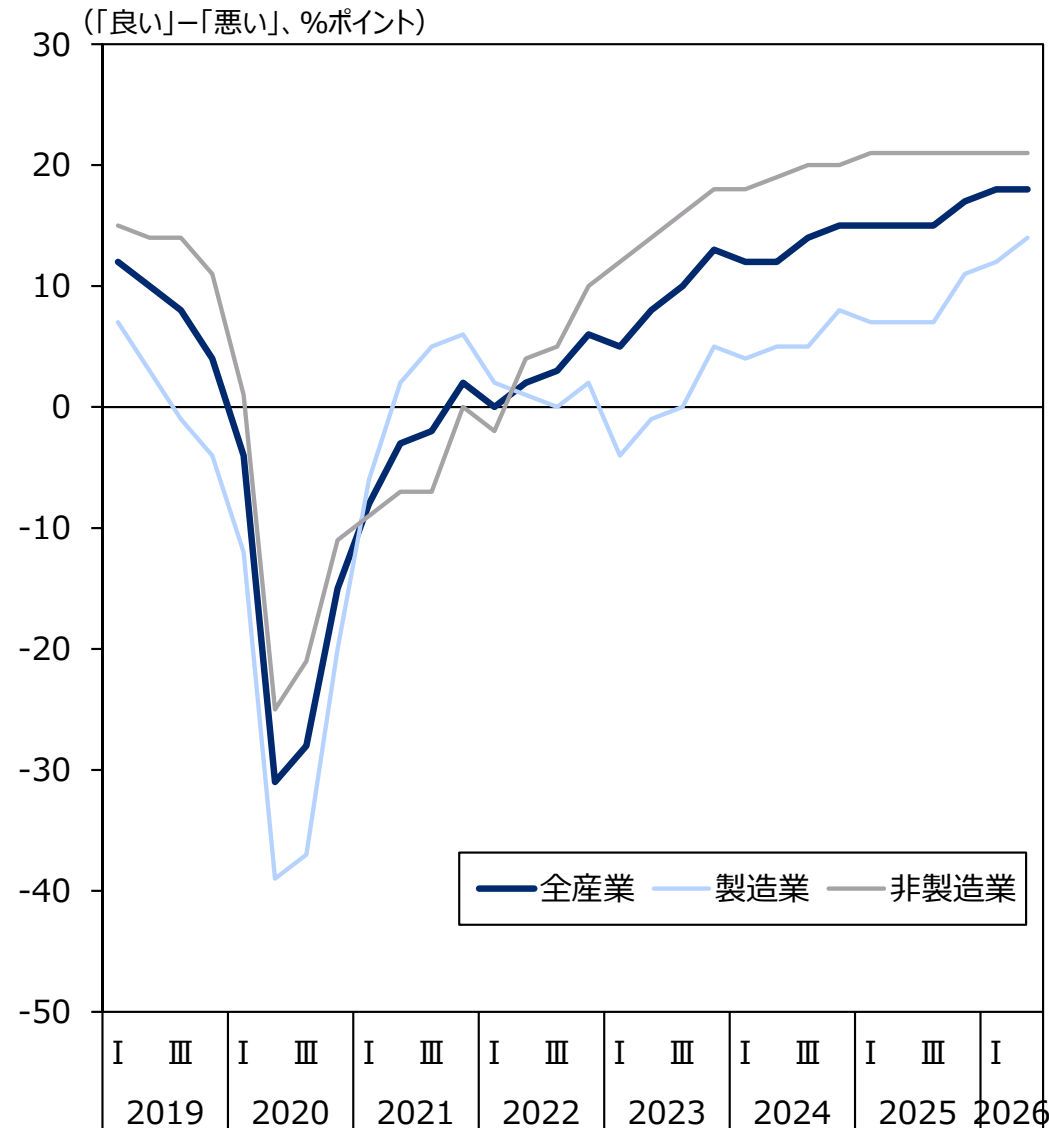


- **企業収益は過去最高を更新。** AI・半導体需要や円安を背景に情報通信機械や自動車産業が大幅に増益。
- **企業の景況感も良好。**

企業収益（経常利益）



企業の業況判断DI（日銀短観）

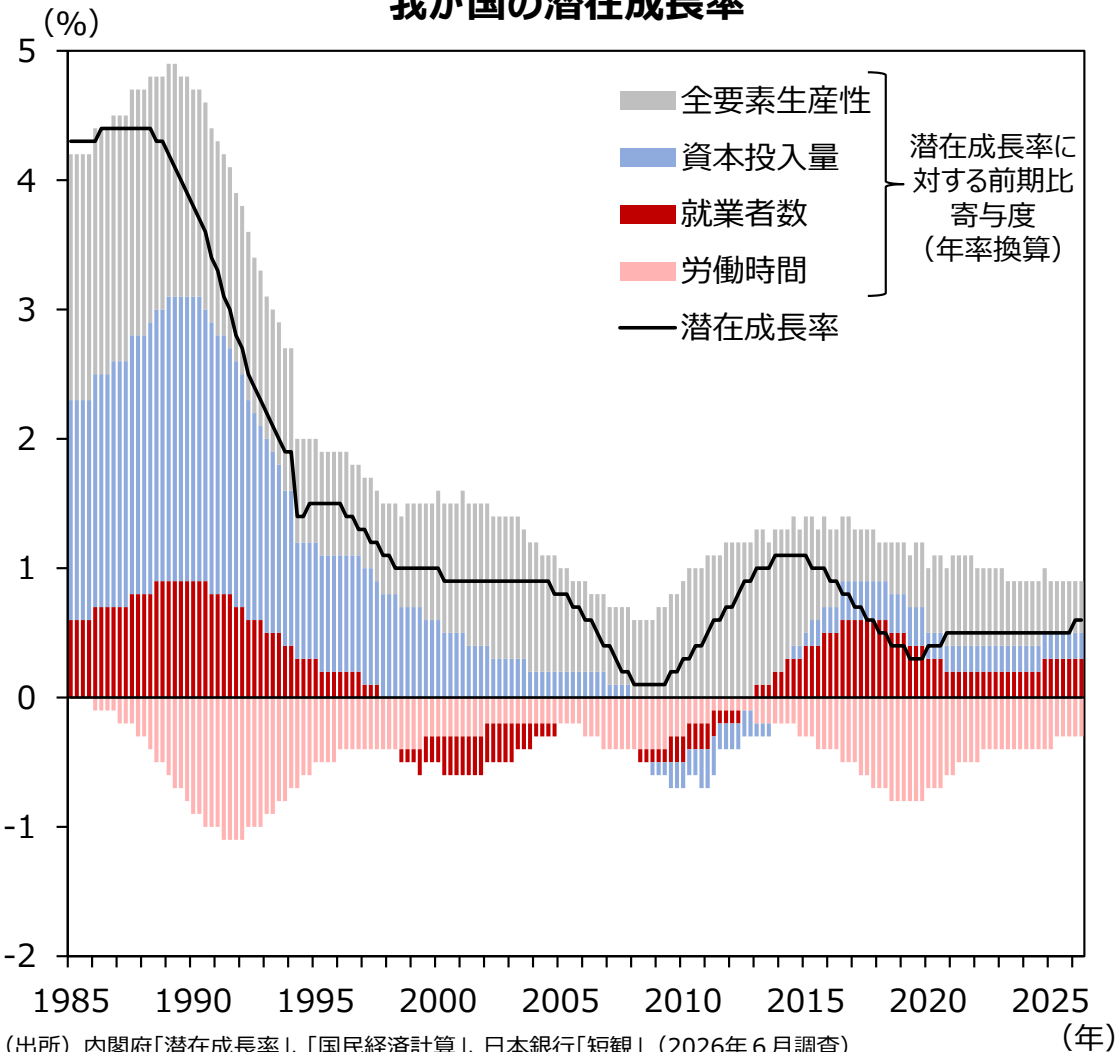


(出所) 財務省「法人企業統計」、日本銀行「短観」（2026年6月調査）

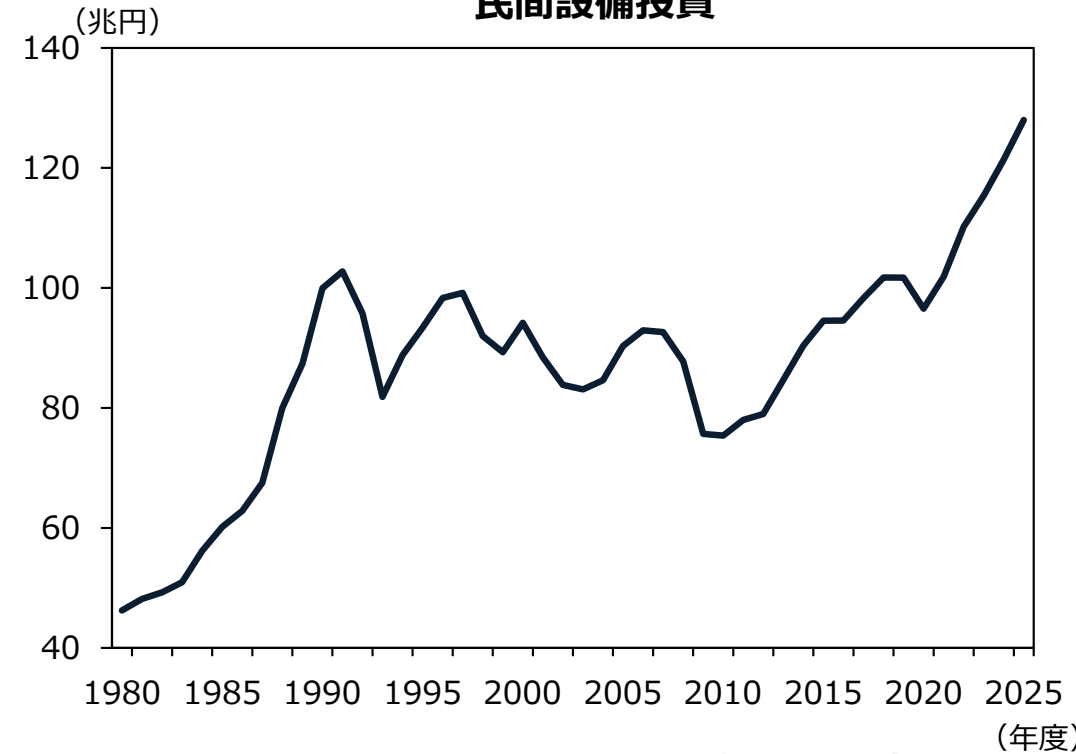
(注) 左図は、全産業（金融業保険業を除く）。なお、四半期の数値は季節調整済系列の年率換算値。

- 我が国の**潜在成長率**に着目すると、1980年代に4%を上回っていた水準から**近年は1%を下回る水準へと低下**。
- このうち、**資本面に目を向けると**、バブル崩壊後の調整やリスク回避的行動等により、**資本投入量は急激に落ち込み、その後も伸び悩んできた**。**潜在成長率引上げのため、国内投資を着実に拡大**していく方針であり、足下で民間設備投資は拡大傾向にある。

我が国の潜在成長率



民間設備投資

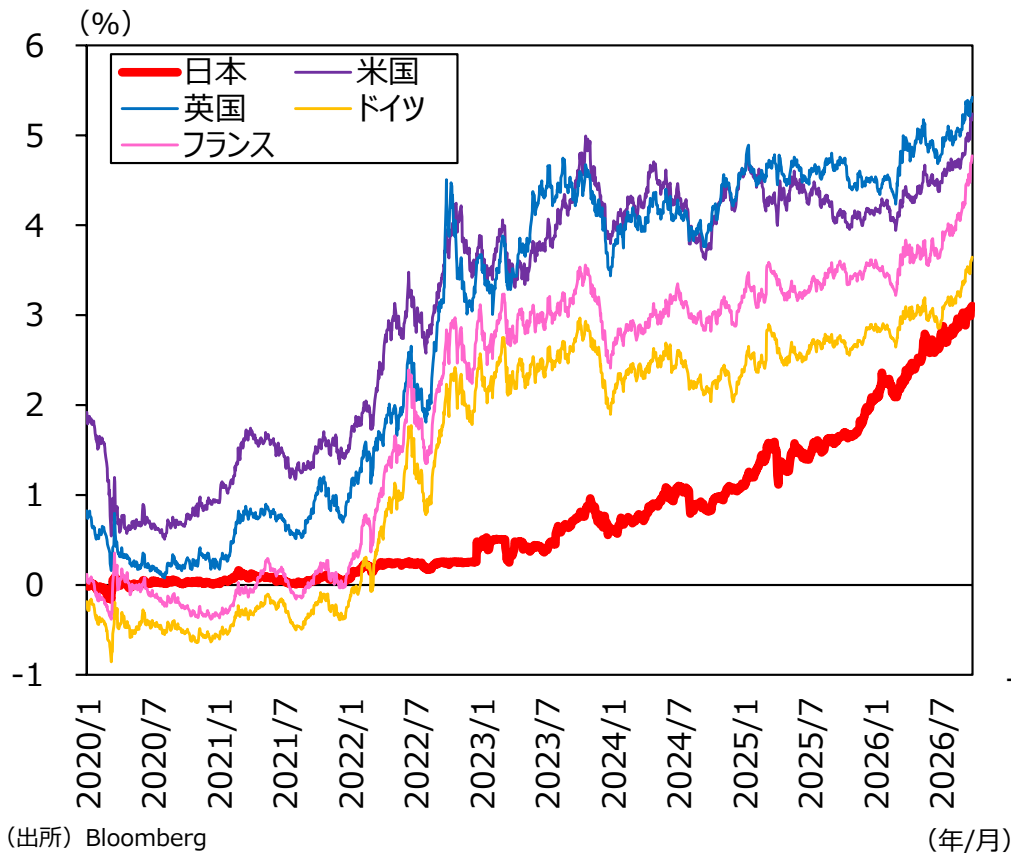


民間設備投資額の見通し（日銀短観）

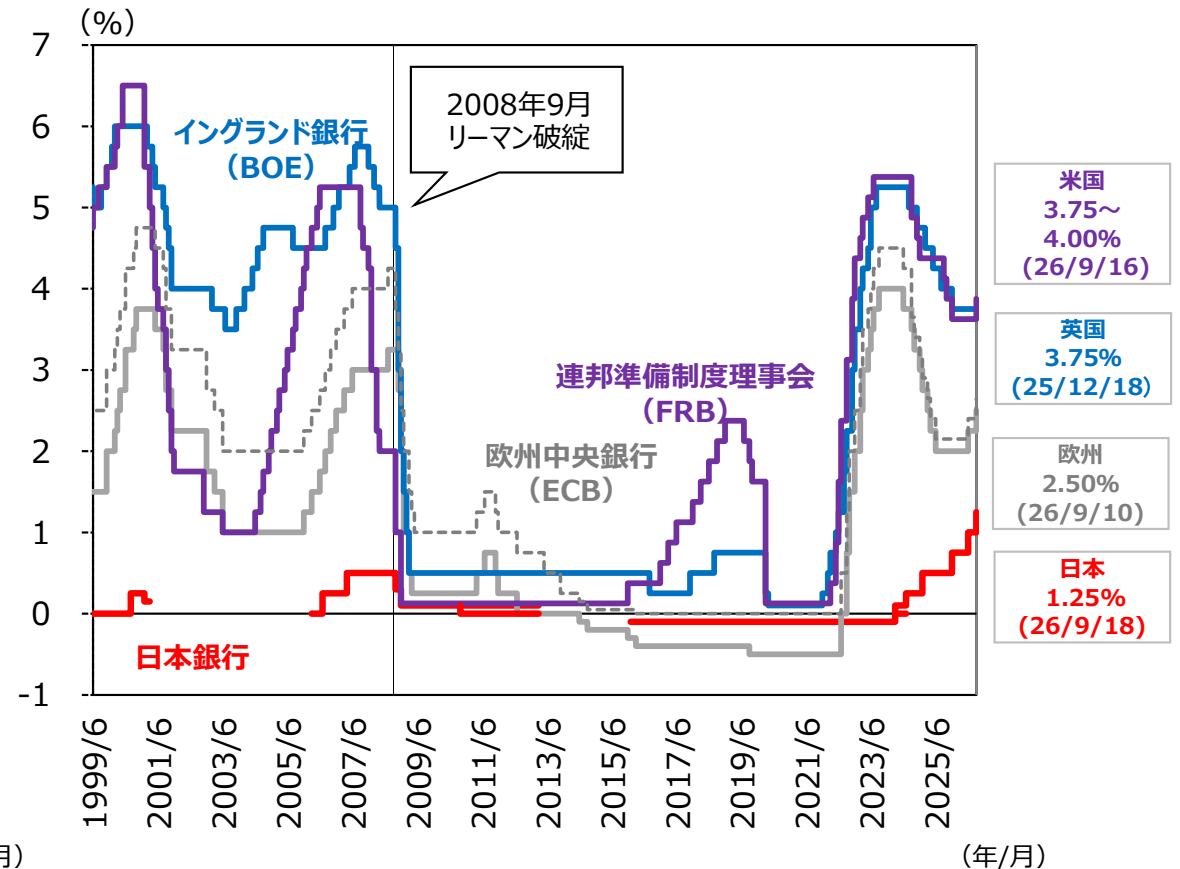
		2025年度 (実績)	2026年度 (6月調査時点・計画)
全規模 合計	全産業	+8.5	+8.8
	製造業	+7.9	+7.2
	非製造業	+9.1	+10.5

- 主要先進国の国債金利は上昇しており、日本の長期金利についても3%に到達。
- 各国の中央銀行は物価が上昇する中で、政策金利の累次の引上げ等の対応を講じてきた。日本においても、2024年3月以降、今月（2026年9月）までに6回の利上げを実施している。

主要先進国の10年国債金利の推移



各国の政策金利の推移



(出所) Bloomberg

(注1) 主要国の長期金利の直近は、9月28日。

(注2) 表示している日本以外の各国中央銀行の政策金利は次のとおり。

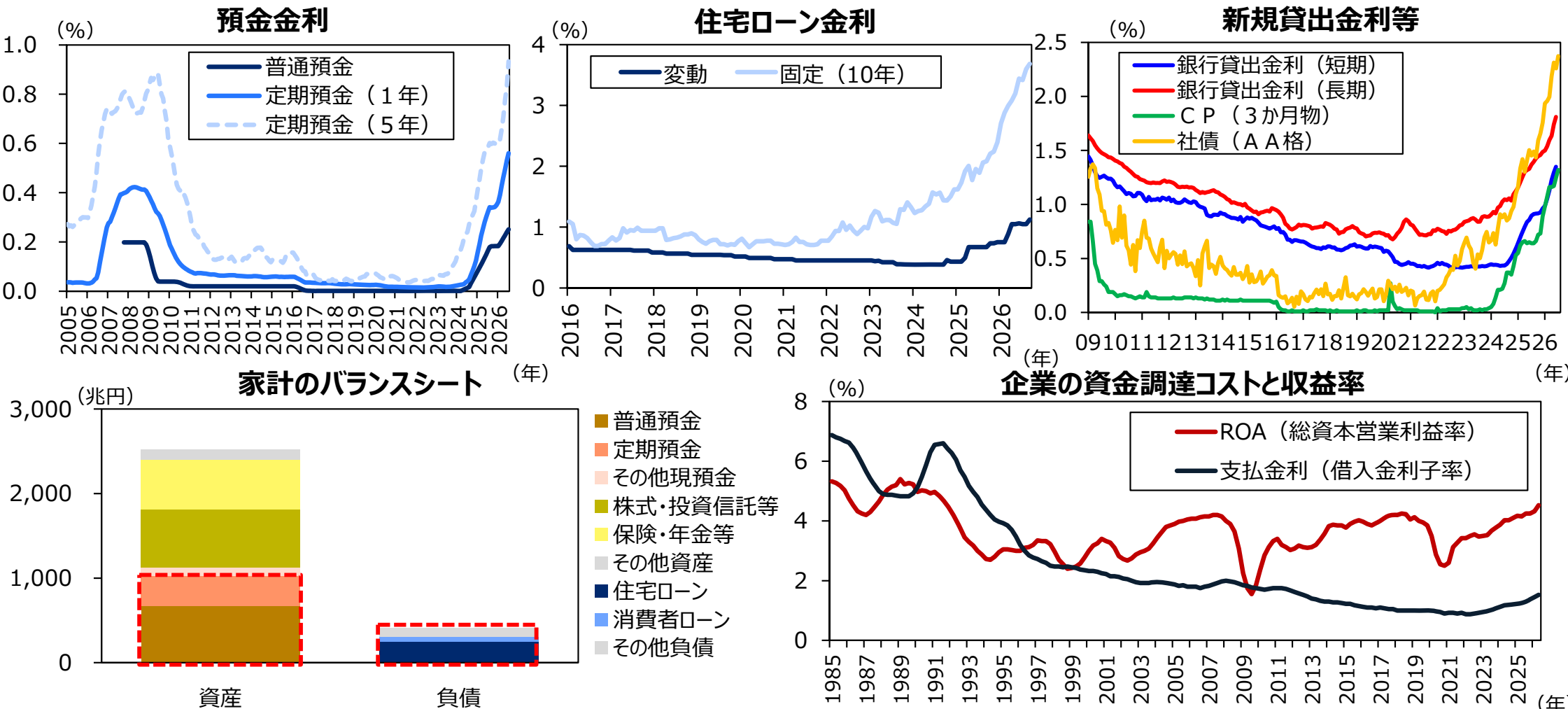
欧州中央銀行 (ECB) は預金ファシリティ金利 (実線) 及び主要リファイナンスオペ金利 (破線)。従来、リファイナンスオペ金利を主たる政策金利としていたが、2024年9月より運用枠組みが変更され、現在ECBは預金ファシリティ金利を通じて金融政策スタンスを実現している。

イングランド銀行 (BOE) はバンク・レート。

連邦準備制度理事会 (FRB) はフェデラル・ファンド・レート (誘導目標は2008年12月以降レンジ化しており、グラフは中央値にて表示。なお、レンジ幅は0.25%)。

(注3) 日本銀行 (BOJ) は、金融市場調節の対象を、2001年3月19日～2006年3月9日の間は日銀当座預金残高、2006年3月10日～2013年4月3日の間は無担保コールレート (O/N)、2013年4月4日～2016年9月20日の間はマネタリーベース、2016年9月21日～2024年3月19日は長短金利 (短期金利は日銀当座預金の一部に適用する金利)、2024年3月21日以降は無担保コールレート (O/N) としている。

- **各種の市場金利（預金金利、住宅ローン金利、銀行貸出金利、社債金利等）も上昇。**
- **家計**については、全体としてみると、**預金が住宅ローン等の規模を上回っており金利水準の差を勘案しても金利上昇の恩恵を享受しやすい**。ただし、**家計のバランスシートは世代間による違いを含め個々に異なることに留意**が必要。
- **企業**については、**資金調達コスト（有利子負債に対する利払費の比率）は上昇しているが、依然として収益率（総資本営業利益率：「営業利益」／「総資本」）を大きく下回っている**。



(出所) 日本銀行「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」、「定期預金の預入期間別平均金利」、「資金循環統計」、月例経済報告・日本銀行資料（2026年8月）、財務省「法人企業統計」、各社開示資料

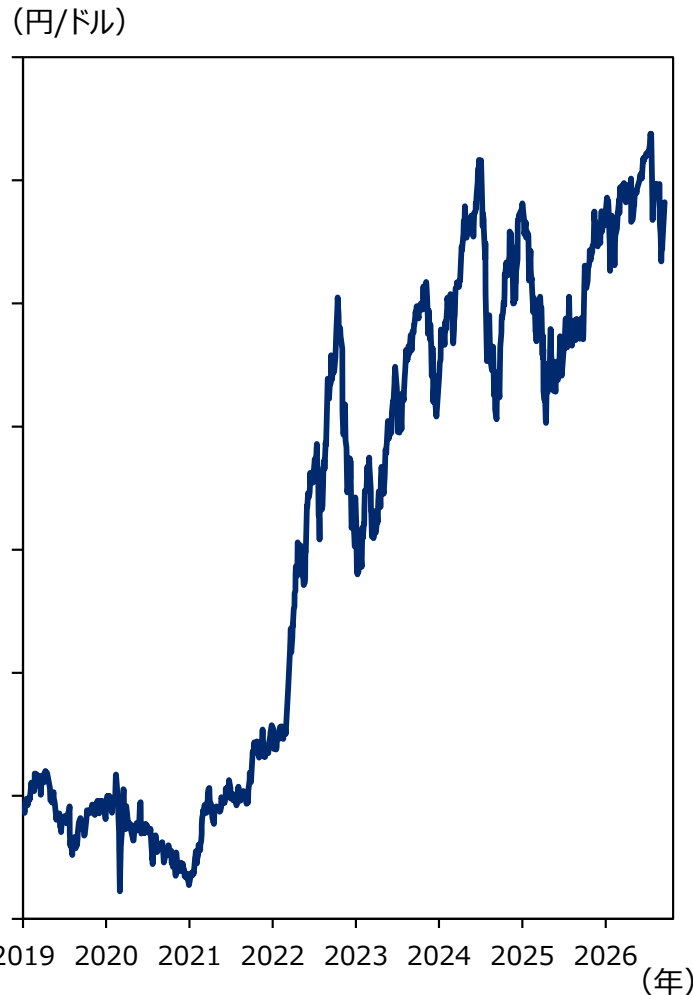
(注1) 左上図の預金金利は、後方6か月移動平均。中上図の住宅ローン金利は、一部大手行の平均（金利優遇勘案後）による。

(注2) 右上図のC Pの2009/9月以前はa-1格以上、それ以降はa-1格。社債は、国内公募社債（除く銀行・証券会社等）の発行利回りの単純平均。銀行貸出金利は、新規約定平均金利の後方6か月移動平均。

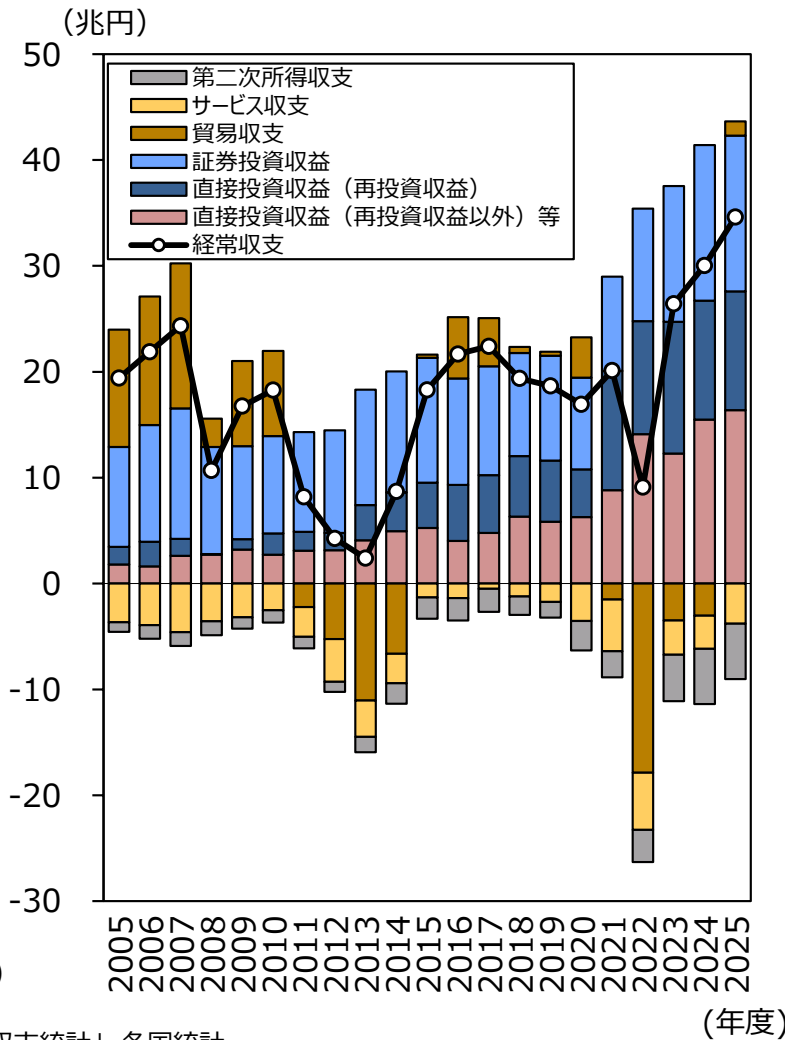
(注3) 右下図は、法人企業統計における全産業（除く金融業・保険業）。資金調達コストは、借入金や社債等の有利子負債に対する支払利息等の比率（借入金利子率）。いずれも、4四半期後方移動平均。

- ドル／円レートについては、近年、円安方向の動きがみられる。
- 経常収支については全体で黒字を継続しているが、貿易収支は赤字基調であり、サービス収支ではデジタル分野等の赤字が拡大していること、黒字を支えている第一次所得収支の多くが国内に還流されず海外に再投資されていること等に留意が必要。
- また、交易条件の悪化は所得の海外流出に繋がるものであり、注意が必要。

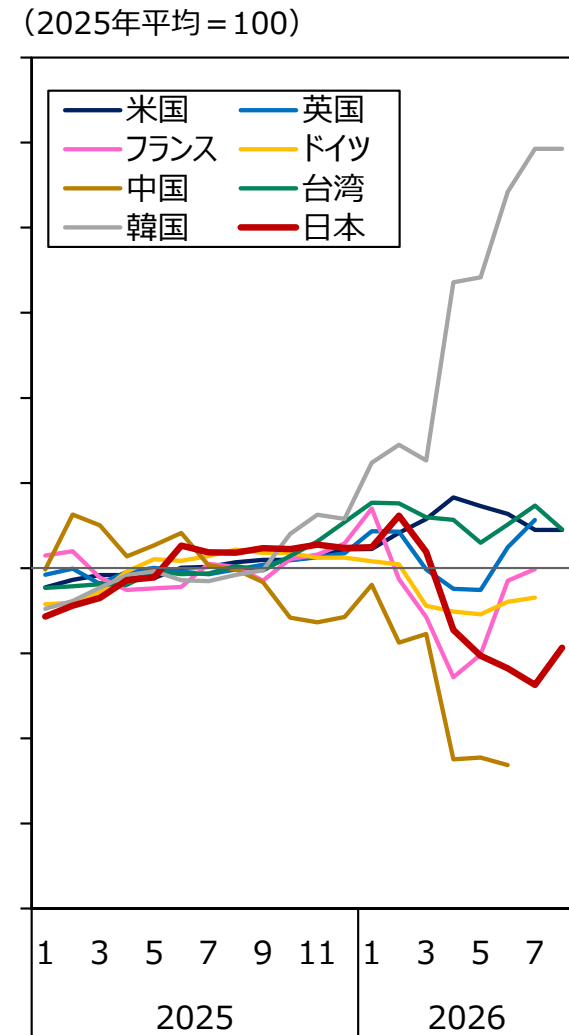
対米ドル為替レートの推移



経常収支の推移



交易条件の国際比較



(出所) 日本銀行「外国為替市況」、「企業物価指数」、財務省「国際収支統計」、各国統計
 (注1) 直接投資収益（再投資収益以外）等には、直接投資収益と証券投資収益以外の第一次所得を含む。
 (注2) 右図の交易条件は、中国についてはドルベース、それ以外の国については自国・地域通貨ベース。

1. 経済・金融環境：新たなステージへの移行の本格化

2. 令和9年度予算編成に向けて

(1) 財政運営目標

(2) 金利と財政

(3) 予算編成改革

(4) 飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入

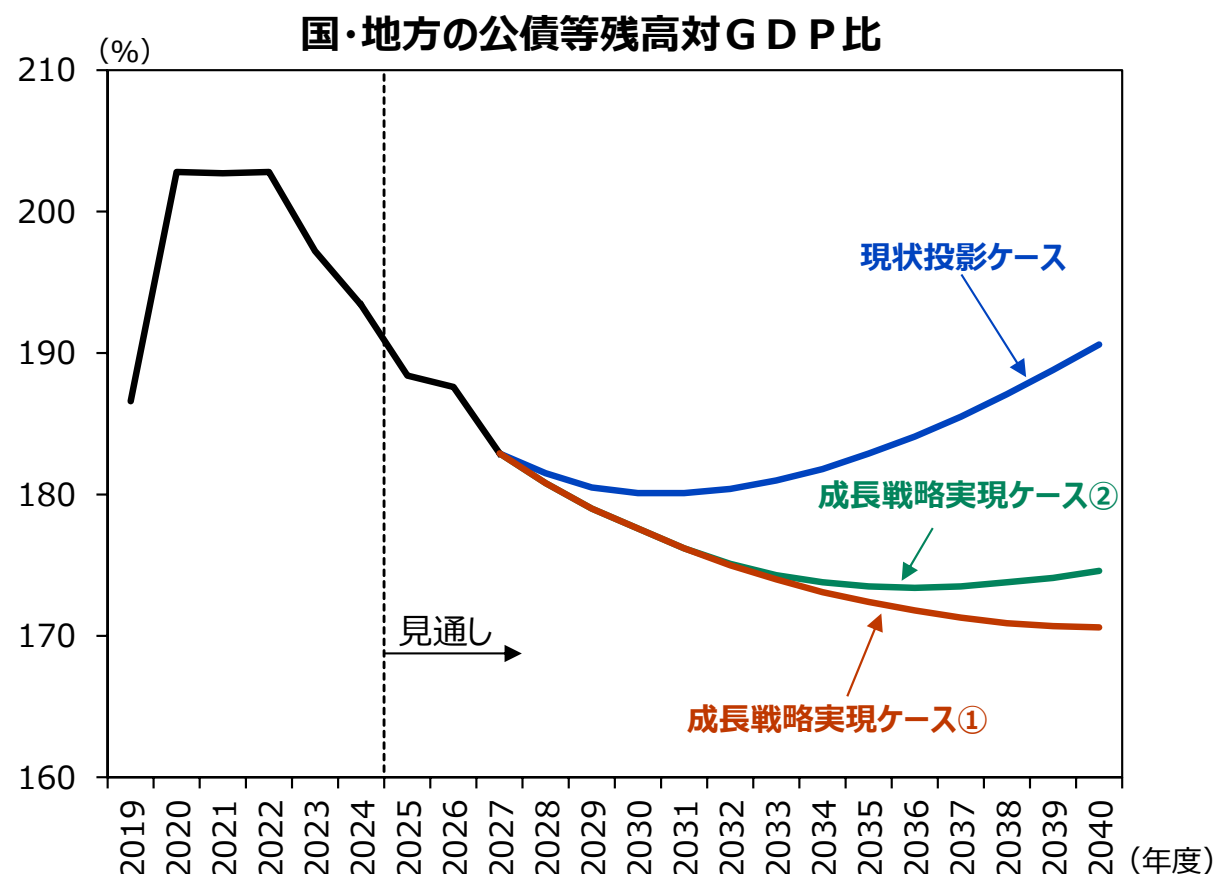
本計画における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、**「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付ける**。これは、政府が負う債務と、その返済の原資となる税収を生み出す元となる国の経済規模との関係を示す指標であり、PBに純利払い費を加味した財政収支を踏まえて、財政運営を評価するものである。

PBについては、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する。単年度の黒字化時期を機械的に追うのではなく、経済・金利環境、歳入歳出の動向を踏まえ、景気変動や危機管理投資・成長投資の必要性に応じて一時的な悪化も許容し得るものとしつつ、**債務残高対GDP比の安定的な低下に向けて、改善・管理**していく。

また、PB、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対GDP比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組む。

その上で、**今後の予算編成に当たっては**、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、**債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配意しつつ、通年の国債発行額などを具体化する**。

- **債務残高対GDP比**については、**低金利時代に発行した国債が残存し、名目実効金利を名目成長率が上回る状況にあること**も背景に、**2023・2024年度は低下**。この効果により、**内閣府の中長期試算では、3つのシナリオのいずれでも今後数年間は債務残高対GDP比が低下する見通し**となっている。
- 他方、**その後のパスは大きく異なっており、「成長戦略実現ケース②」や「現状投影ケース」では試算期間中に上昇に転じる姿となっている一方、「成長戦略実現ケース①」では概ね安定的に低下する見通し**となっている。
- 「**債務残高対GDP比の安定的な引き下げ**」に向けては、**一時的な低下にとどまらず、中長期にわたって安定的に引き下げられていく見通しであることが重要**。



現状投影ケース

T F P 上昇率は、0.6%程度（直近の景気循環以降、足下までの平均）で推移

成長戦略実現ケース②

T F P 上昇率は、5年程度で1.1%まで上昇し、その後一定

成長戦略実現ケース①

T F P 上昇率は、5年程度で1.1%まで上昇、その後更に5年程度で1.4%に到達

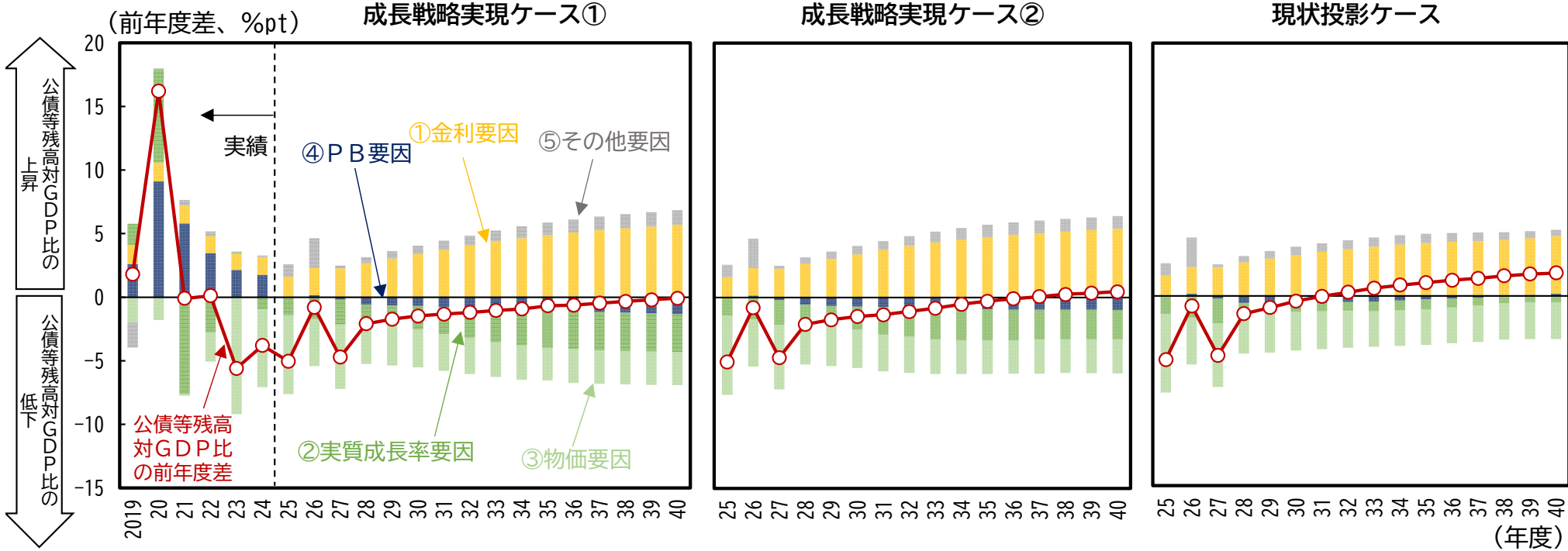
（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2026年7月30日）

（注）通常の歳出に加え、2027年度以降、国が実質ベースで10兆円の追加財政支出を毎年度行った場合の姿を試算している。追加財政支出については、①危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』のうち複数年度で財源を確保した別枠管理分以外、②補正予算の恒常的施策の当初予算措置分（当初予算化分）等を想定している。

債務残高対GDP比の変化要因

中長期試算

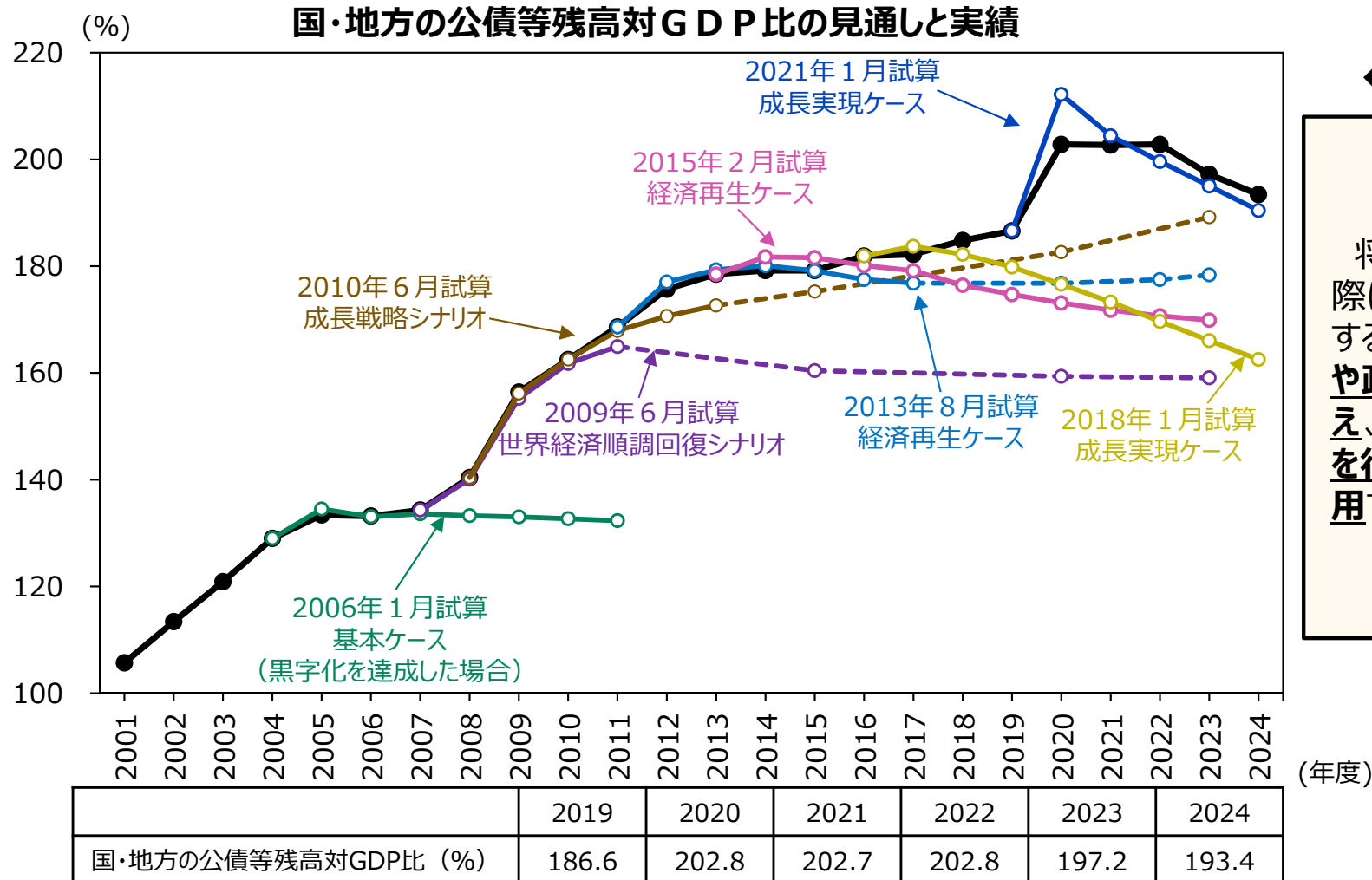
- 債務残高対GDP比は、実質成長率、物価、金利、PB等によって変化。
- 「成長戦略実現ケース①」では、金利要因による押上げ寄与が徐々に拡大する一方、高い実質成長率、安定的な物価上昇、PB黒字による押下げ寄与がこれを上回ることにより、試算期間を通じて概ね安定的に低下していく姿となる。ただし、金利要因が拡大していくことから、その低下幅は徐々に縮小していく姿となっている。
- 「成長戦略実現ケース②」においても同様の姿となるが、2030年代後半から上昇に転じる。
- 「現状投影ケース」では、実質成長率要因、物価要因が押下げに寄与するものの、その寄与は他の2ケースに比べて小さなものとどまる。一方で、他のケースと同様に金利要因は徐々に押上げ寄与を拡大していくことに加え、2030年代後半以降はPBが赤字に転じることもあいまって、2030年度頃以降、上昇に転じる姿。



(備考) 国・地方の公債等残高対GDP比の前年度差を、①当年度の実効金利(既発債を含めて政府が実際に支払う金利)×前年度末の公債等残高対GDP比、②当年度の実質成長率×前年度末の公債等残高対GDP比(控除項目)、③当年度のGDPデフレーター上昇率×前年度末の公債等残高対GDP比(控除項目)、④当年度の基礎的財政収支対GDP比(控除項目)に分解している(①～④の分母のGDPはいずれも当年度の名目GDP)。

「⑤その他要因」は、これらの要因で説明できない要因。具体的には、公債等残高は予算(決算)に基づく国債発行額が当該予算年度に反映される一方、PBは歳出が予算計上された時点ではなく執行された時点で認識されるものであることから両者の変動の差が表れる。このほか、推計期間において後年度に表れているその他要因は、主に、推計上、地方のPB黒字が一部は地方債の償還計画に基づいて債務償還費に充てられる一方、残りは将来の歳出のための積立金として支出されると仮定しており、PB黒字額がそのまま公債等の償還額に一致するわけではないことから、その差分がその他要因として押上げ寄与として表れているものである。なお、2026年度については、PBや利払費によらず、翌年度における国債の整理又は償還のために発行される借換債である前倒債の発行上限額を織り込んでいることの影響が考えられる。

- **中長期試算**は、内閣府が一定の前提に基づき、「経済財政モデル」を用いて行った推計であり、金利や成長率等の前提の置き方により、債務残高対GDP比の推移は大きく変わり得る。実際、過去の試算においては試算と実績との間に乖離が生じており、結果については相当の幅を持って理解する必要。
- また、経済・物価・金利動向等をめぐる不確実性に備え、幅広い可能性を踏まえたリスクシナリオの分析が必要。



◆ 骨太方針2026（抜粋）

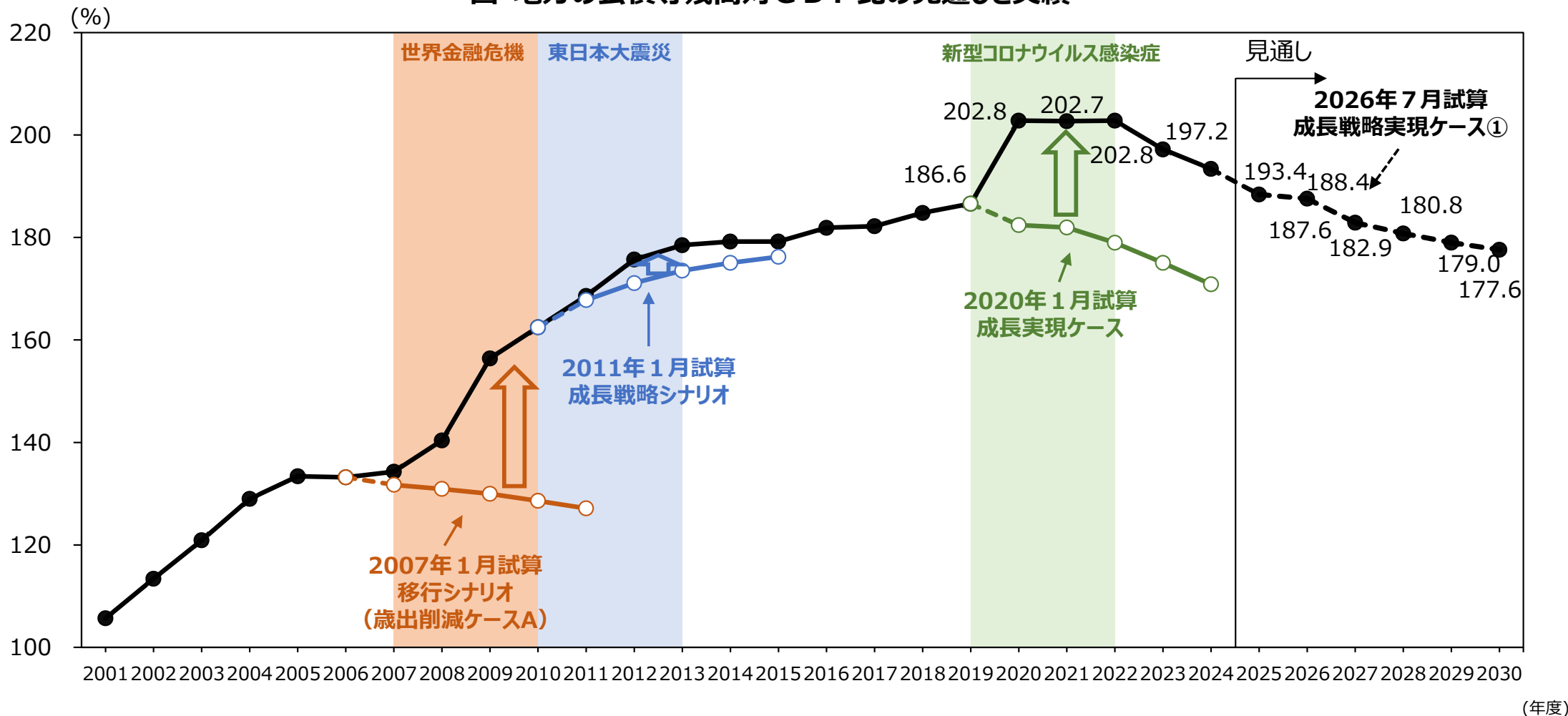
将来の経済・財政の姿を推計する際には、外部有識者の知見を活用するとともに、**経済・物価・金利動向や政策効果をめぐる不確実性に備え、幅広い可能性を踏まえた分析を行い、経済財政運営の点検に活用**する。

（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2026年7月、2021年1月、2018年1月、2015年2月、2013年8月）、「経済財政の中長期試算」（2010年6月、2009年6月）、「構造改革と経済財政の中期展望 2005年度改訂 参考試算」（2006年1月）、内閣府「国民経済計算」

（注）対GDP比を算出するにあたり分母となる名目GDPについては、試算の比較にあたり、名目GDPの基準改定を踏まえた機械的な調整を実施している。具体的には2006年、2009年、2010年、2013年、2015年、2018年、2021年の各試算については、それぞれの公表時点における直近の実績が明らかになっている2004年度、2008年度、2009年度、2012年度、2013年度、2016年度、2019年度の名目GDPを現行基準の四半期別GDP速報（2026年1-3月期2次速報値）に基づく名目GDPに置き換えた上で、各試算における名目GDP成長率の見通しを乗じている。

- 過去においては、リーマンショック、東日本大震災、新型コロナウイルスといった経済・社会上の有事が一定の頻度で発生し、その都度、機動的な財政政策が講じられ、債務残高対GDP比は非連続的に増加してきた。

国・地方の公債等残高対GDP比の見通しと実績



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2026年7月、2020年1月)、「経済財政の中長期試算」(2011年1月)、「日本経済の進路と戦略 参考試算」(2007年1月)、内閣府「国民経済計算」

(注) 国・地方の公債等残高については、2024年度までは実績及び各試算の計数。分母となる名目GDPについては、試算の比較にあたり、名目GDPの基準改定を踏まえた機械的な調整を実施している。具体的には2007年、2011年、2020年の各試算については、それぞれの公表時点における直近の実績が明らかになっている2005年度、2009年度、2018年度の名目GDPを現行基準の四半期別GDP速報(2026年1-3月期2次速報値)に基づく名目GDPに置き換えた上で、各試算における名目GDP成長率の見通しを乗じている。

1. 経済・金融環境：新たなステージへの移行の本格化

2. 令和9年度予算編成に向けて

(1) 財政

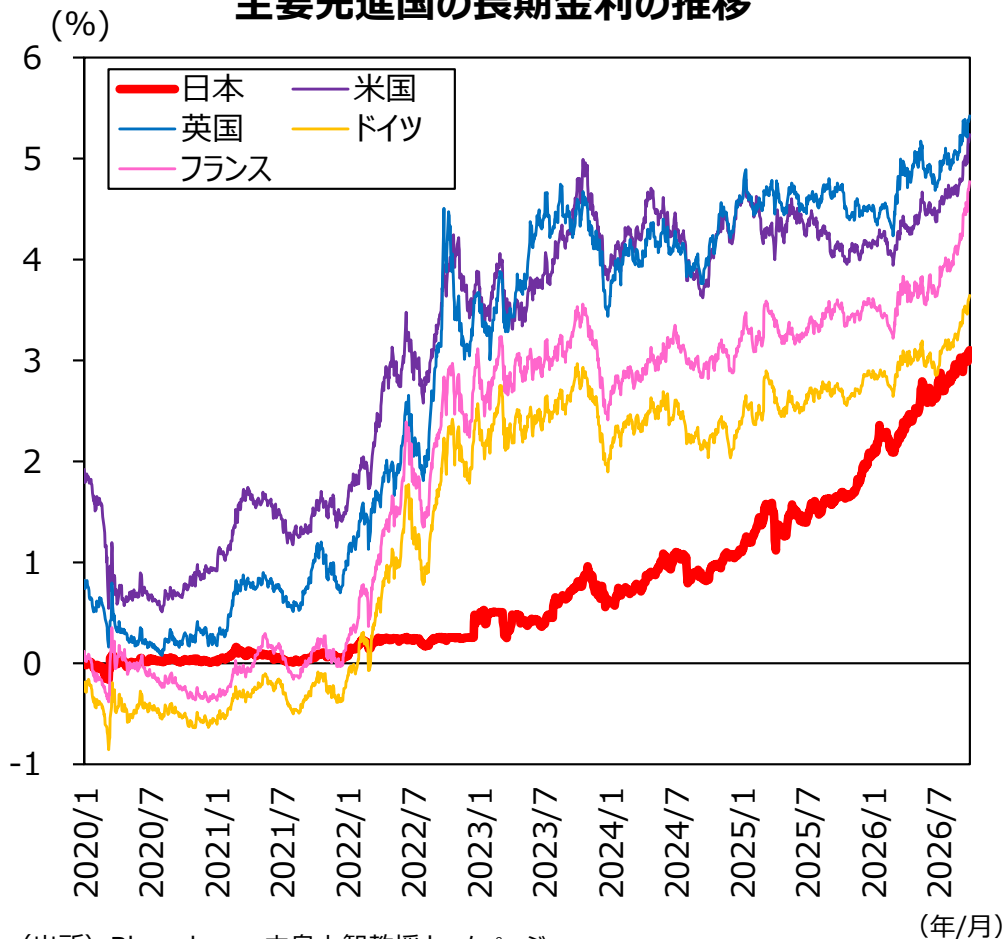
(2) 金利と財政

(3) 予算編成改革

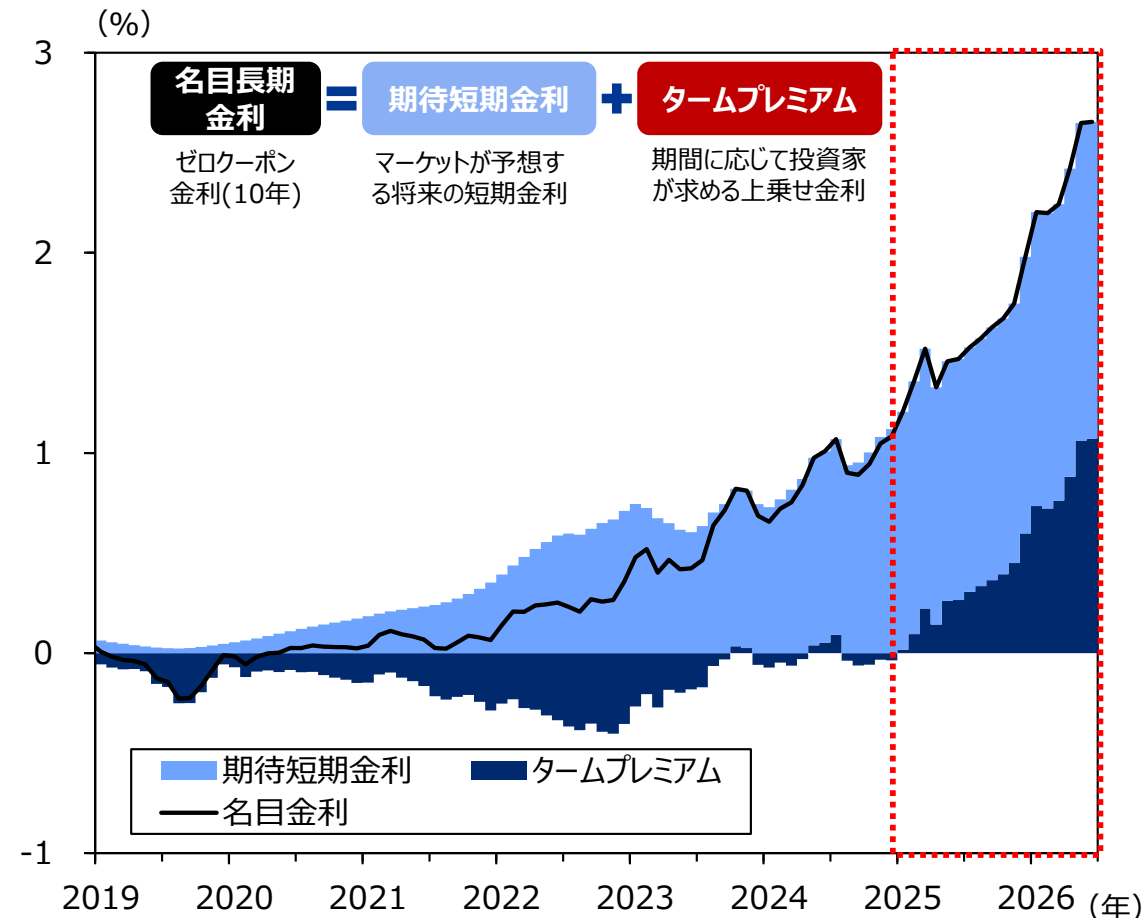
(4) 飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入

- 前述のとおり、主要先進国の長期金利は上昇傾向。
- 長期金利上昇の背景には、**期待短期金利の上昇に加え、タームプレミアムの拡大が寄与**。タームプレミアムは、様々な要因によって変動するものの、市場では、**インフレ見通しの不確実性や、地政学リスク、海外金利の動向、日銀の国債買入れ減額の影響、財政の不確実性等**が指摘されている。

主要先進国の長期金利の推移



本邦金利のタームプレミアム



(出所) Bloomberg、中島上智教授ホームページ

(注1) 主要国の長期金利の直近は、9月28日。

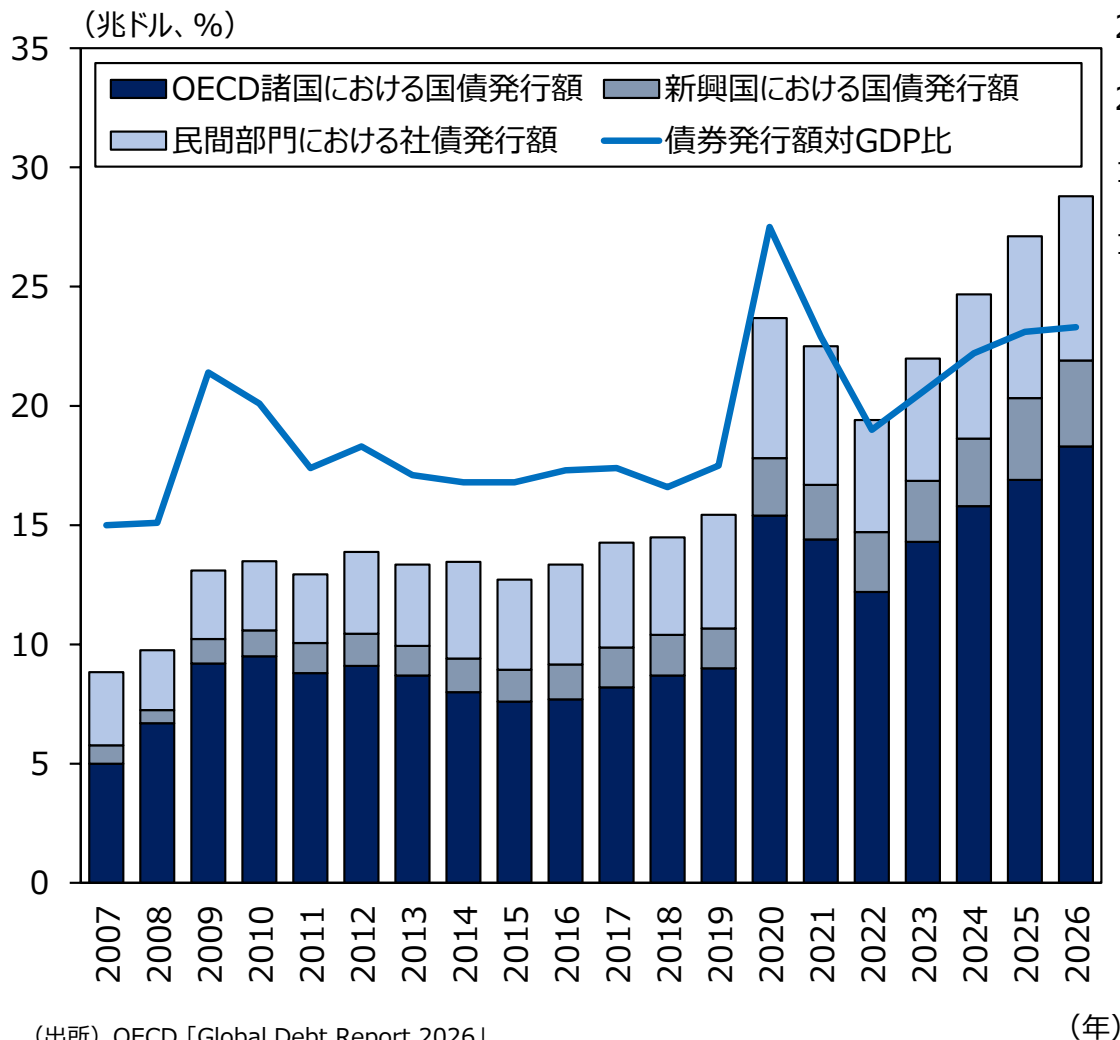
(注2) 右図のタームプレミアムと期待短期金利の分解は、中島上智・一橋大教授による以下の文献に基づく推計値。直近は6月。

一上響・上野陽一 (2013). 「ゼロ金利下におけるタームプレミアムの推計：日米英の長期金利の分析」ワーキングペーパーシリーズ No.13-J-6, 日本銀行

Nakajima, J. (2025). "Impact of US monetary policy spillovers and yield curve control policy" Discussion Paper Series A.760, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University

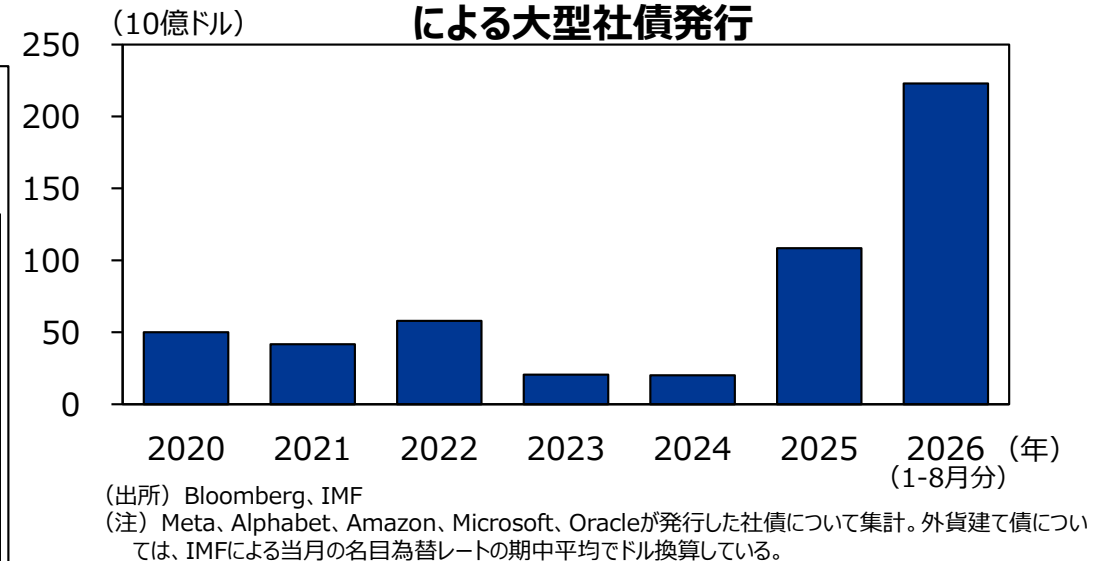
- 近年、**A I 関連投資をはじめグローバルに資金需要が高まっており、政府による国債発行のほか、民間企業による社債発行も増加**。グローバルに資金需要が増加する中では、**資金の調達コスト（金利）の上昇に繋がしやすい**と考えられる。
- 日本でも、「**日本成長戦略**」に基づく**官民投資**（2040年度までに累計370兆円）や、**日米関税交渉に基づく対米投資**（5,500億ドル）などによって**官民の資金需要が大きく増加することが見込まれている**。

グローバルでの債券発行額



ハイパースケーラー（大規模クラウド事業者）

による大型社債発行



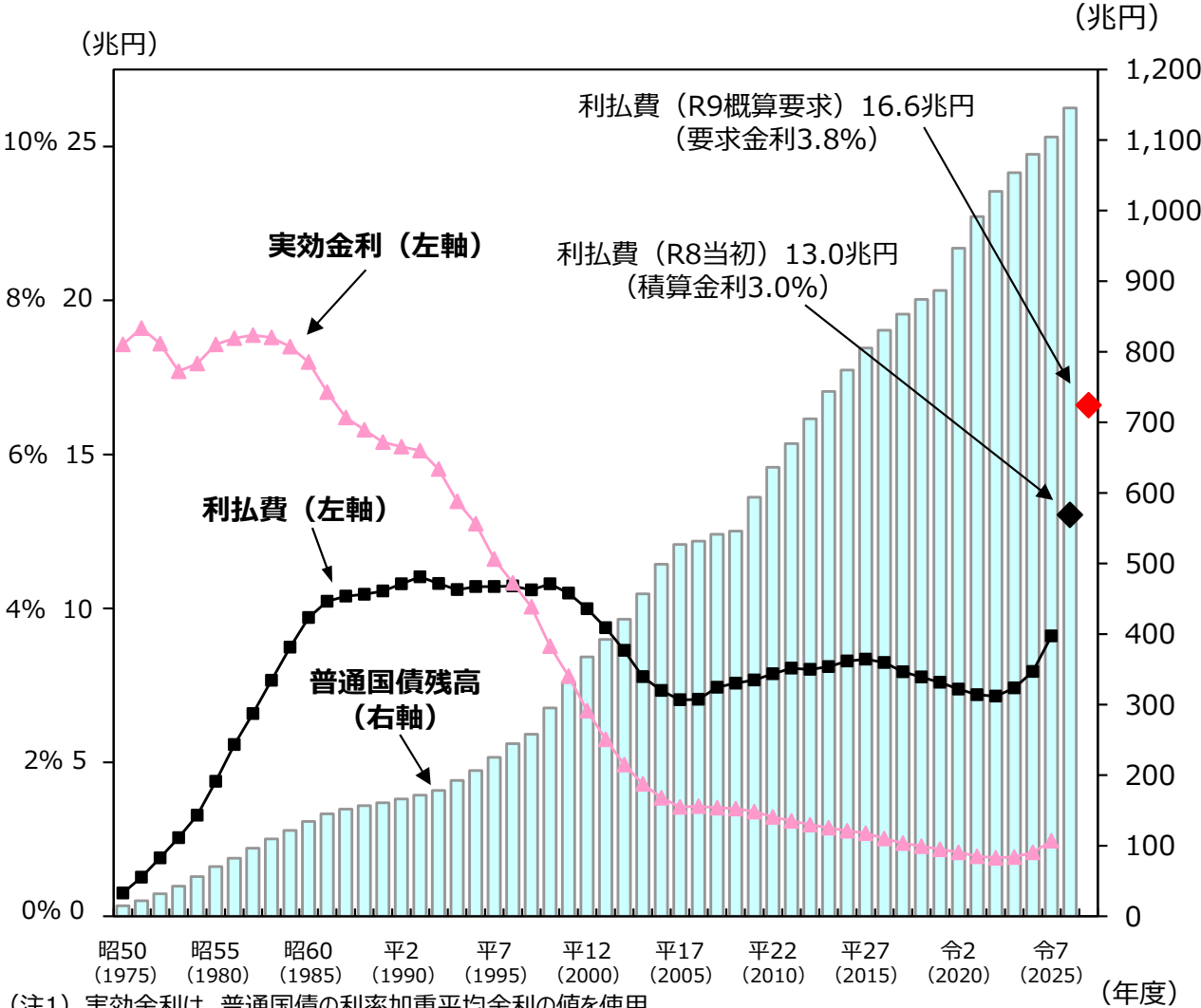
ウォーシュFRB議長の講演（2026年ジャクソンホール会議）

- (リーマンショック以降、10年以上にわたり、) **十分に魅力的な投資機会がないために、余剰な資本が非常に長期間、ただ放置されてきた**という見方が（経済学者や政策当局者の間で）一般的だった。あらゆる良い案件は既に投資されており、成長率は低く、緩慢であった。
- 成長率が大きく押し上げられる可能性が高まっている。**拡大を続ける巨額の資金が、あらゆる種類のA I 関連インフラへと流れ込んでいる。**

(出所) FRB
 (注) Jackson Hole Economic Policy Symposiumにおける講演（“In Our Time”、8月28日）より抜粋。

- 普通国債残高は1,000兆円を超えており、**金利が上昇すれば利払費は大幅に増加**。
- ※ ただし、後述のとおり国債の借り換えは順次進む（令和8年度の普通国債（含む借換債）の発行予定額は170.8兆円）ため、**実効金利（国債残高全体に対する加重平均金利）の上昇や利払費の増加も段階的に進行**。
- 令和9年度概算要求における利払費の要求額は16.6兆円（対前年度当初予算+3.6兆円。過去最大）。

利払費と金利の推移



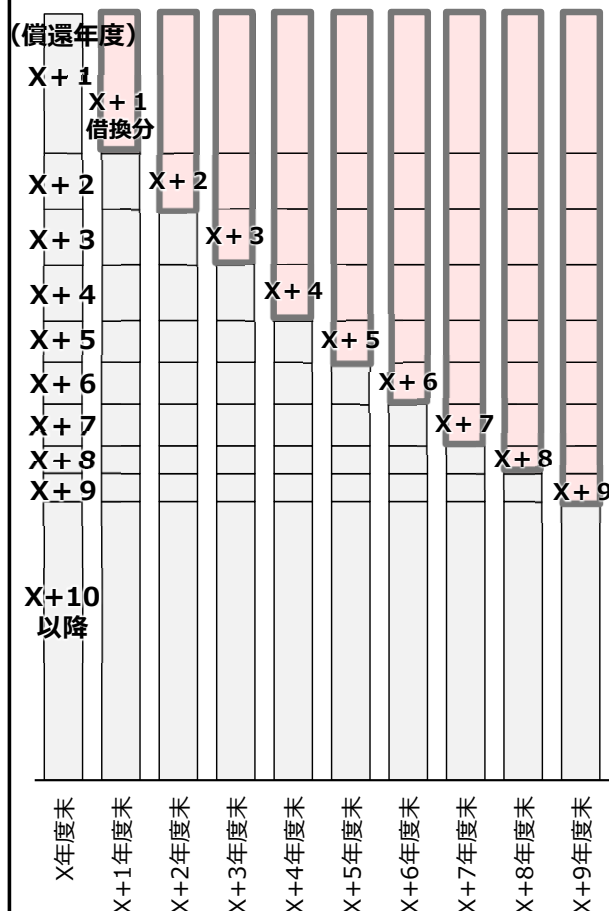
令和8年度国債発行予定額（発行根拠法別）

区分		令和8年度（補正後）
普通国債		1,708,055
	建設国債	67,160
	特例国債	259,815
	復興債	66
	GX経済移行債	10,484
	子ども特例債	5,072
	半導体・AI債	7,872
	借換債	1,357,586
財投債		130,000
国債発行総額		1,838,055

- 金利が上昇した場合、新たに償還期限が到来した低い金利の国債から、高い金利の国債に順次置き換わっていき、実効金利は徐々に上昇。それに伴い、利払費は徐々に増加。この間、当面の利払費は平年度化した際の利払費よりも低い水準で済むこととなる（いわば「期間のボーナス」）。

金利上昇の影響（イメージ）

X年度末時点の債務残高のうち
金利変動により影響を受ける部分



市場金利の推移

実効金利の推移

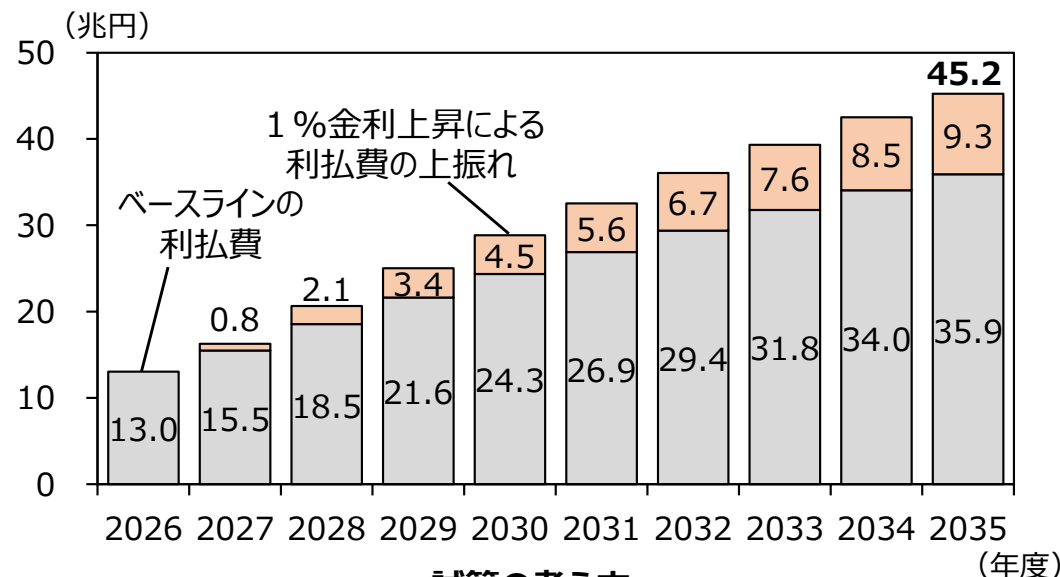
高い金利の国債に置き換わるまで時間を要するため、実効金利は徐々に上昇。

利払費の推移

その結果、平年度化した利払費よりも低い水準で済むこととなるボーナス部分。

金利が急上昇した場合の利払費（試算）

（2027年度以降、金利がベースライン対比で+1%上昇した場合）



試算の考え方

令和8（2026）年度後年度影響試算〔試算－1〕を機械的に延伸

【歳入・歳出・国債発行の想定】

- 2029年度までは、一定の経済前提を仮置き（名目経済成長率3%、消費者物価上昇率2%）した上で歳出と税収等を試算し、その差額は新規国債発行で賄われると仮定。2030年度以降は、新規国債発行額は、2029年度と同額と仮定。
- 年限ごとの国債発行額：令和8（2026）年度国債発行計画に基づき按分。

【金利の想定】

- 2027年度以降、金利がベースライン対比で+1%上昇したと仮定。

年度	2026	2027	2028	2029	2030以降
ベースライン	3.0%	3.2%	3.4%	3.6%	3.6%
金利上昇ケース	3.0%	4.2%	4.4%	4.6%	4.6%

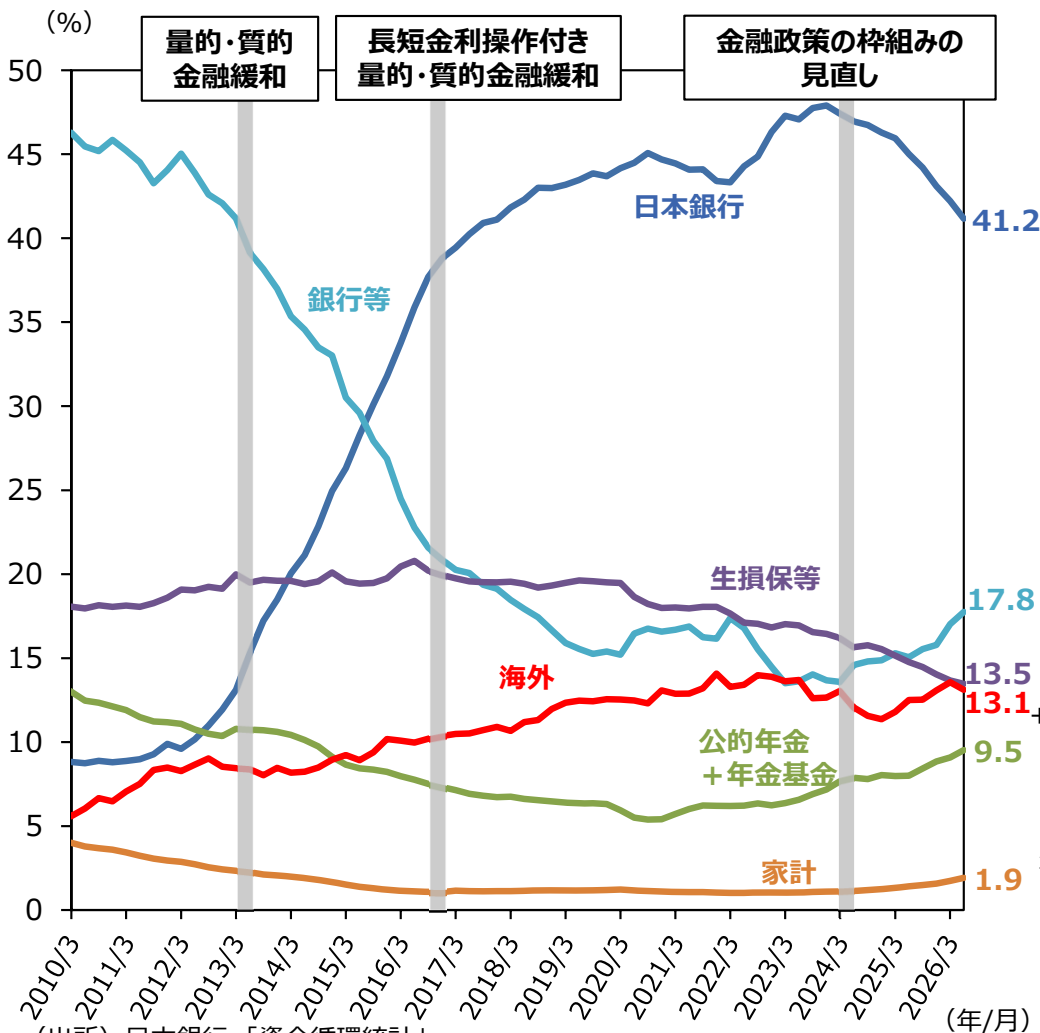
※1 ベースラインの2026～29年度は、予算積算金利に市場における金利上昇の織り込みを加味した金利。

※2 後年度影響試算では、債務償還費も含んだ国債費でストレステストを行っているが、上記の利払費はその内数。

国債の保有者別割合の推移

金利と財政

- 量的・質的金融緩和の導入以降、国債における日本銀行の保有割合が高まる一方、銀行等の割合は減少。また、海外の保有割合も緩やかに増加しており、特に国庫短期証券では全体の5割強を占めている。
- 2024年3月の金融政策の枠組みの見直しや、その後の国債買入れの減額を受け、今後、日本銀行の保有割合の低下が見込まれる。今後とも国債の安定的な消化を図っていくためにも、財政に対する市場の信認を引き続き確保していく必要。



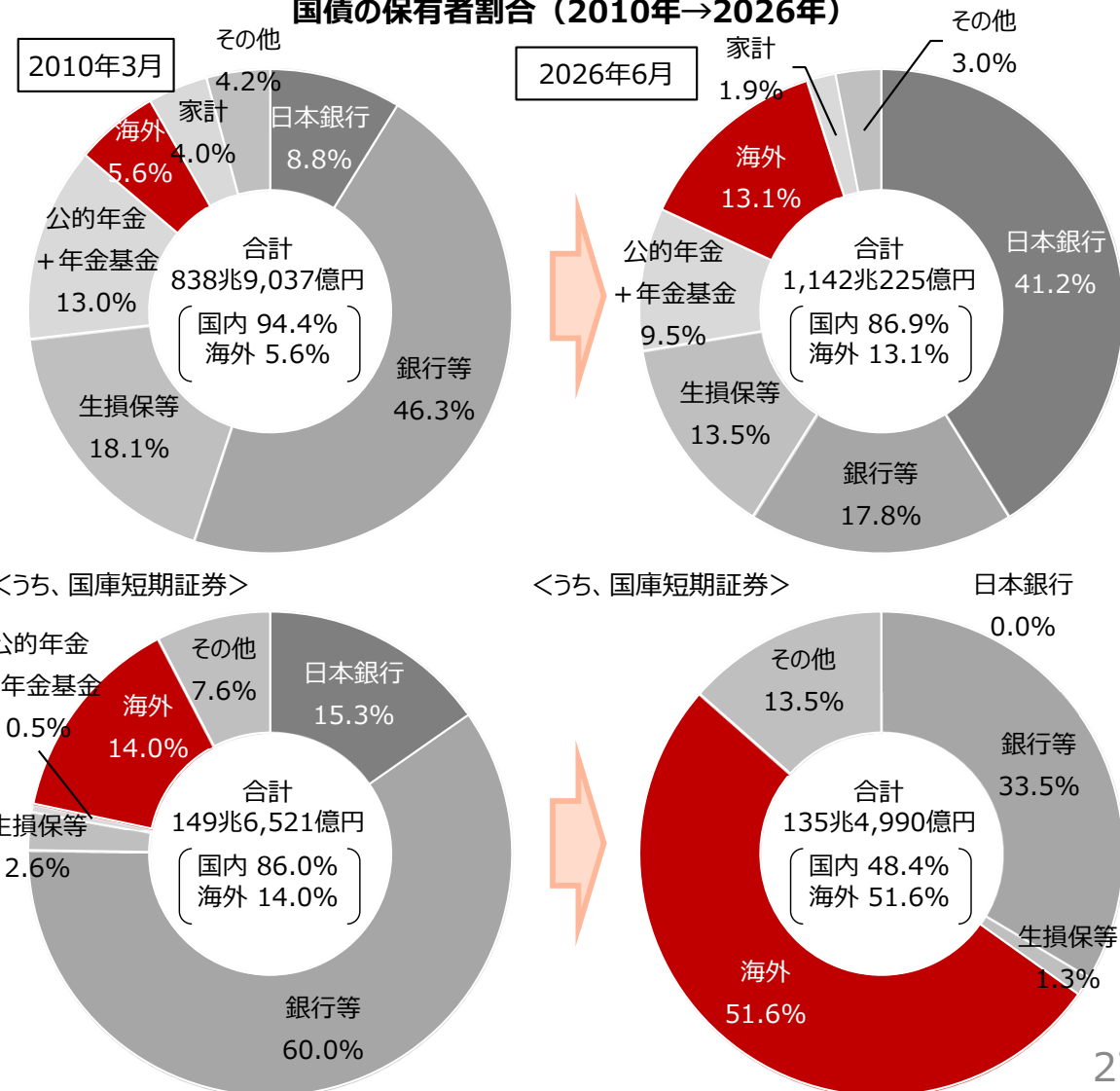
(出所) 日本銀行「資金循環統計」

(注1) 「国債」は「財投債」や「国庫短期証券(T-Bill)」を含む。

(注2) 「銀行等」には「ゆうちょ銀行」、「証券投資信託」及び「証券会社」を含む。

(注3) 「生損保等」は「かんぽ生命」を含む。

国債の保有者割合 (2010年→2026年)



1. 経済・金融環境：新たなステージへの移行の本格化

2. 令和9年度予算編成に向けて

(1) 財政

(2) 金利と財政

(3) 予算編成改革

(4) 飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入

- 危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、**通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設。真に効果的な施策を重点的に措置。**
- 要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、**予算編成過程において、令和8年度予算から実現した「経済・物価動向等の的確な反映」を実現。**
- 補正予算依存から脱却し**恒常的な施策は当初予算に計上するため、適切に要求・要望。**
- 歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。**補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査。**

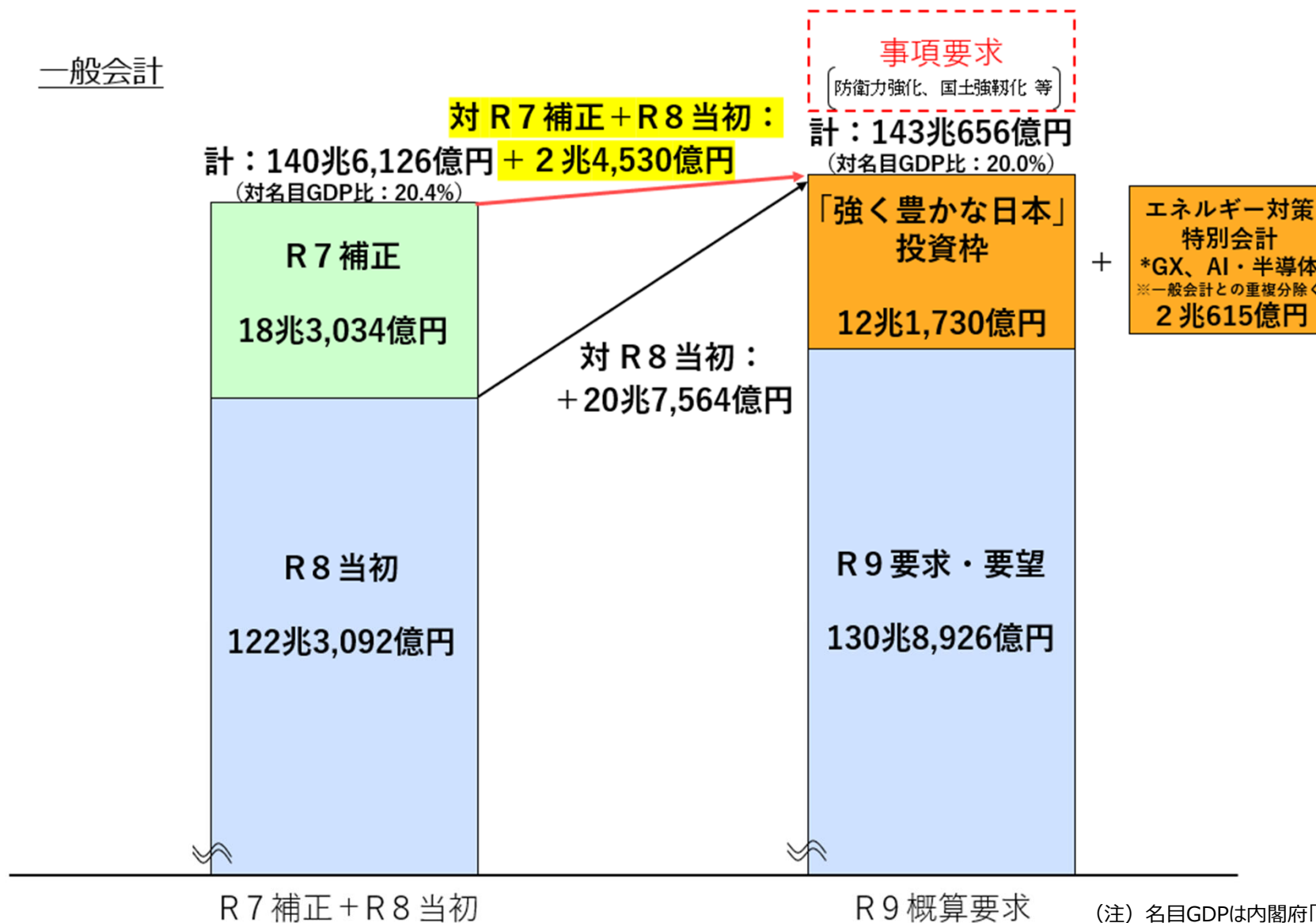
「強く豊かな日本」投資枠	：	国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向けて、日本成長戦略や地域未来戦略などを踏まえた効果の高い政策を推進
＊GX、AI・半導体：「GX2040ビジョン」「AI・半導体産業基盤強化フレーム」を踏まえ、特別会計においても要求。	－	補正予算依存の財政運営から脱却する方針も踏まえ、要求上限を設けず、事項要求も含め、所要額を適切に要求
		このうち、経済安全保障上特に重要な分野などについては、複数年度で財源を確保した上で、特別会計において別枠で管理することとし、予算編成過程において検討
		＊予見可能性を高め、継続的な取組を後押しするため、複数年度の計画に基づくものを基本とする
		＊通常歳出（裁量的経費等）との関係について、予算編成過程において精査

年金・医療等	：	37.0	自然増（+0.39兆円）
＊こども・子育て：特別会計への計上分も含め、「こども未来戦略」に基づいて要求。	：		＊予算編成過程で、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算
防衛力整備計画対象経費	：	8.8	「防衛力整備計画」を踏まえて要求
	：		「三文書」の改定に伴う対応について、予算編成過程において検討
裁量的経費	：	14.5	+20%要望可
	：		＊このほか、『「強く豊かな日本」投資枠』の活用、事項のみの要求も可
義務的経費	：	9.9	人件費は人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応
	：		その他、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求
	：		特殊要因を加減算（例：経済構造実態調査）
地方交付税交付金等	：	20.9	「骨太の方針」との整合性に留意しつつ要求
国債費	：	31.3	

予算編成過程における検討事項	
＊ 補正予算依存の財政運営から脱却するため当初予算での措置を要する恒常的な施策などの重要政策については、『「強く豊かな日本」投資枠』を活用するほか、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。	
＊ 真に必要な財政需要に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって、その取扱いについては、予算編成過程において検討。	

- 令和9年度の一般会計の概算要求額は合計143.1兆円。
- 補正予算依存から脱却し、恒常的な施策は当初予算で措置するという予算編成改革の方針の下要求が行われていることを踏まえ、令和7年度補正及び令和8年度当初予算の合計額140.6兆円と比べると、+2.5兆円となっている。

一般会計



- **令和8年度予算**においては、「経済・物価動向等の的確な反映」を実現。
- **令和9年度予算**についても、概算要求基準において要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行うこととされており、**予算編成過程において経済・物価動向等を的確に反映できるよう議論**。

骨太方針2026（抜粋）

「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、**物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する**。このため、令和8年度当初予算※から実現した**経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する**。

その際、**官公需における適切な価格転嫁を徹底する**とともに、医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保に必要な対応を進める。あわせて、**予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める**。

※令和8年度地方財政計画を含む。

令和8年度予算における経済・物価動向等の反映

➤ 社会保障関係費

高齢化による増加分に、**令和8年度診療報酬改定における今後の賃上げ、物価対応分や年金スライド分を含む、「経済・物価動向等への的確な対応分」（+5,200億円程度）**を加算。

➤ 非社会保障関係費

物価上昇と公務員人件費の増加（+5,100億円程度）を反映。

【官公需における対応】

- 官公需の単価・予算について、労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ
- 府省庁等申合せに基づき、ビルメンテナンス契約等の総合評価落札方式の適用拡大等を推進
- ・ 公共工事の設計労務単価の引上げ（+4.5%）
- ・ ビルメンテナンス請負事業について、予算額をR7当初比+1.5億円（+12%）増額 など

【公的制度の基準額・閾値の見直し】

- 安定的・継続的に実施されている予算事業（基準額・閾値444件）について **省庁横断的な・包括的な点検を実施し、301件の見直し**
- ・ 認可外保育施設や私学助成幼稚園の利用者負担軽減について、給付上限額の引上げ
- ・ 緊急消防援助隊設備整備費補助金について、自治体に対する補助金の基準額を引上げ など

【各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について 府省庁等申合せ（令和7年12月16日）】

- （1）ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大
- （2）低入札価格調査基準の見直し
- （3）期中改定等の徹底
- （4）本府省庁等から地方支分部局等への支援等、独立行政法人等への要請等など

危機管理投資・成長投資を始め、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を、予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設する。「成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、官民投資ロードマップや分野横断的な課題に対応していく取組の形で示されたような、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とする。予見可能性を高め、継続的な取組を後押しするため、複数年度の計画に基づくものを基本とする。

前年度の予算措置額に関わらず真に効果的な投資支援策を取り込めるよう、要求上限（いわゆるシーリング）を設けず、事項要求も含めて必要な額を適切に要求できるようにし、予算編成過程で実効的な予算措置につなげる仕組みを整備する。

これにより、官民投資ロードマップの着実な実行に必要な規模と期間を確保し、民間投資を引き出し、供給力と税収基盤の強化につなげる。あわせて、戦略分野全体をポートフォリオとして捉え、状況変化に応じて効果的に予算を活用する。

『「強く豊かな日本」投資枠』の規模については、財政の持続可能性を実現しながら必要十分な規模を確保する※¹。このうち、経済安全保障上特に重要な分野などについては、複数年度で財源を確保した上で、償還財源の裏付けのある「つなぎ国債」の発行により、特別会計において別枠管理する※²。

※¹ **財源は、**前述の（財政運営目標の設定）における**債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模の精査に沿って対応。**

※² GXやAI・半導体に続き、複数年度で財源を確保した上で、特別会計において別枠で管理する。追加的な税外収入を中心として複数年度の財源を確保した場合には、償還財源の裏付けのある「つなぎ国債」を発行可能とすることにより、必要な資金を前倒しで調達可能とする。こうした「つなぎ国債」については債務残高対GDP比やPB等の指標において、経費及び財源の金額を除いて別枠で管理する。

1. 17の戦略分野を中心とした官民連携の危機管理投資・成長投資の徹底

（1）-① 自律性・不可欠性を起点とした成長（危機管理投資）

世界共通のリスクの解決に資する製品等を国内外に提供

（1）-② イノベーションを通じた成長（成長投資）

優れた科学技術やイノベーション創出により不可欠性を確保

（2）成長の加速装置となるAIトランスフォーメーション(AX)による高付加価値化

強みをいかすフィジカルAIの競争優位の確立を軸に、全産業の高度化を進め、人口減少下でも高付加価値を創出

（3）持続的な成長のための時間軸を意識した複線的投資

戦略分野全体をポートフォリオとして捉え、足下の収益源、次の稼ぎ頭、将来の成長の芽など時間軸の違いを意識して支援

（4）「地域未来戦略」との連携

17の戦略分野に関連する産業クラスター形成を始め、地域における大胆な投資が更なる投資を呼ぶ環境を整備

➡ 17の戦略分野における62の「主要な製品・技術等」で想定される官民の国内投資は、2040年度までに総額370兆円超

2. 国内投資を全国に広げていくための8つの分野横断的な課題への対応

17の戦略分野等における国内投資を支え、日本全国に広げる

インフラ整備、地域金融力の強化、人材育成など、「地域未来戦略」の推進を後押し

3. 政府が一步前に出た未来への投資拡大の実現

緊縮思考と未来への投資不足を断ち切り、供給力を強化し、税収が自然増に向かう、GDP拡大の好循環を実現

（1）『「強く豊かな日本」投資枠』の創設

- ①いわゆる「シーリング」を設けず、必要額を適切に要求できる仕組み
- ②国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置が対象
- ③複数年度の計画に基づく予算措置を基本とし、投資効果の薄いものは柔軟に見直し

（2）官民連携の徹底的な強化（「投資牽引型経済」へのマインドセット転換）

（3）PDCAメカニズムの構築

（4）戦略的広報の抜本的強化

➡ 日本成長戦略等による経済効果：2040年度には、国内民間設備投資額230兆円、名目GDPは1,100兆円に迫る

- 『「強く豊かな日本」投資枠』は、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出と別に、新たに創設するもの。この趣旨を十分に踏まえ、**成長への寄与、民間投資の誘発効果等を精査し、予算編成過程を通じ、真に効果的な施策を作り上げるよう努める。**
- 『「強く豊かな日本」投資枠』について重要なことは、財政支出の額ではなく、その経済成長に与える効果である。これまでにない大胆かつ柔軟な発想で、思い切った政策を打ち出していくことにより、**足元の経済状況に的確に対応しつつ、民間投資を引き出し、供給力と稼ぐ力を高め、経済成長を実現していくことを目指す。**
- 『「強く豊かな日本」投資枠』については、補正予算依存の財政運営から脱却する方針も踏まえ、要求上限を設けず、事項要求を含めた要求を認めている。**予算編成プロセスを通じた、それぞれの施策の費用対効果を重視した建設的な議論により、効果的な予算としていく。**
- 『「強く豊かな日本」投資枠』については、予見可能性を高め、継続的な取組を後押しするため、**複数年度の計画に基づくものを基本**とするものであり、**その計画については、「誰が、いつまでに、なにを、どのように行うのか」といった「5W1H」の明確化が求められている。**
支援対象の技術・分野等が収益化や自律性・不可欠性の確保につながるという根拠（勝ち筋）が検証可能な形で明確化されているか、**事業の進捗・成果をモニタリングし、必要に応じて見直しを求める枠組み**が的確に整備されているか、といった着眼点に沿って計画を精査し、**投資の成否の見極めと成長への寄与を確実なものとする。**
- 『「強く豊かな日本」投資枠』の**各年度の予算措置**については、**複数年度の計画等による予見可能性の確保を前提としつつ、各年度の執行可能性を精査して効率的な資金活用とする観点や、事業の進捗や政策効果の発現状況を確認しながら資金需要に弾力的に対応していく観点から、必要十分な規模**となるようにする。
- 「強く豊かな日本」投資枠のうち経済安全保障上重要な投資については、特別会計で別枠で管理することとなるが、一般会計計上分と同様に、的確に精査する。

諸外国の産業政策の工夫

「強く豊かな日本」投資枠

- 諸外国の中長期的な産業政策においては、実効性を確保するための工夫として、**マイルストーンの設定、達成度に応じた段階的な補助金交付、明確な撤退基準の設定・打切り、他プロジェクトへの予算再配分**等のポートフォリオ的運用が行われている。
- また、こうした工夫を支えるため、**第三者機関によるモニタリング**、各事業の**進捗状況の定期的公表**が行われている。

	概要	支援の実効性を確保するための工夫 (段階的な補助金交付、ポートフォリオ的運用等)	第三者機関によるモニタリング、 進捗状況の公表等
CHIPS・科学法 (米国) 	・2022年8月に成立した連邦法。 ・米国内における半導体の研究・製造を促進。 ・527億ドルの補助金・融資及び約240億ドルの税額控除等。	・施設建設、生産量、雇用数等のマイルストーン及び達成度に応じた支援予定を設定。 ・商務省傘下の研究所がマイルストーンの達成状況を確認。各マイルストーンの達成確認後、段階的に支援。 ・目標の大幅未達や安全保障上の懸念が生じた場合には、補助金を回収するクローバック（返還条項）等を措置。	・CHIPS・科学法の規定により、GAO（アメリカ会計検査院）が独立した立場から制度運営及び執行を継続的に監査。
アメリカ COMPETES法 (米国) 	・2007年8月に成立した連邦法。 ・同法によりエネルギー省傘下にARPA-E（先端エネルギー技術研究計画局）が設置され、民間の投資が届きにくい初期段階のエネルギー技術開発を支援。2025年度予算額は4.6億ドル。	・技術的成果や市場化可能性に関するマイルストーンを設定、四半期単位で進捗報告を義務づけ。 ・プログラムごとに予算枠を設定、一つのプログラムにつき複数のプロジェクトを採択。複数のプロジェクトに投資し、成果を踏まえて配分を見直し。研究開発費は段階的に交付。 ・マイルストーンの達成状況等を踏まえて、技術目標の達成見込みが乏しいプロジェクトは研究途中でも打切り。その際、予算は他プロジェクト等に再配分するポートフォリオ的運用を実施。	・各プログラムは、任期制のディレクター（各分野の専門家等）が打ち切り可否を含めて全体を統括。 ・終了済プログラムも含め、各プロジェクトの投資規模及び実施状況を公開。
現代産業戦略 (英国) 	・2025年6月に公表。 ・先端製造業への43億ポンドの支援等、8つの重点分野における10年間の成長戦略。	・政府が推進する大規模なプロジェクトについては、NISTA（国家インフラ・サービス変革局）が各プロジェクトの進捗・成果を、赤・黄・緑の3段階※で評価。 ※【赤】重大な問題があり現時点では目標の達成は不可能、【黄】重大な問題があり対処が必要、【緑】プロジェクトは順調に完了する見込み ・低い評価を受けたプロジェクトについては、NISTAが専門家チームとともに立て直しを支援。	・独立した有識者委員会（ISAC）が計画の進捗状況をモニタリングし、戦略分野の投資額や雇用創出への寄与等の執行状況・成果を四半期毎に公表。
フランス2030 (フランス) 	・2021年10月に公表。 ・10の重点産業分野に対し、2022年から5年で540億ユーロの支援パッケージを通常予算とは別枠で措置。	・事業ごとにマイルストーンを設定し、補助金等についてはその達成を前提としたステージゲートごとの段階的な交付が原則。 ・支援対象の競争的な選抜や、支援段階（技術実証、実用化、商用化等）に応じた支援対象の厳選・絞り込みを重視。 ・事業成功時等に国庫返還義務のある「返還型補助金」を積極的に活用し、企業のリスクテイクを促しつつ国へのリターンも追求。	・独立した有識者委員会（CSIA）が執行状況・成果を評価・検証し、運用改善策を提言。政府は提言を踏まえて措置する予算を厳選。 ・事業別の詳細な業績目標・評価書を予算・決算に添付し議会へ提出するほか、執行機関別・事業別の執行状況を四半期毎に公表。

- 複数年度にわたる投資支援については、金融支援を含め、投資の性質や段階に応じた適切な手段の選択が必要。
- EUでは、加盟国がEU資金を活用して行う補助金と金融支援を組み合わせることが義務付けられている。
また、ディープテック支援については、**基礎研究→商業化→市場展開とステージが進むにつれて、補助金→金融支援へと支援手段がシフトし、民間からの大型資金の獲得も支援の必要条件**とされている。
- また、フランスでは、**政府の資金による民間投資の呼び込みを重視**し、民間投資に対するレバレッジ効果を継続的に追跡。

骨太方針2026（抜粋） …国家戦略上重要な長期投資等について、複数年度にわたり安定的に支援するに当たり基金、国庫債務負担行為による複数年度契約、財政投融资、出資等の手法について、**ガバナンスを強化しつつ、投資の性質に応じて適切な手段を活用**する。…

EUの事例

【EU規則2021/1060】 ※加盟国によるEU資金の活用に関する共通規定

§58(2) 金融支援は…補助金の形態をとるプログラム支援と組み合わせることができる。…
補助金…は、金融支援と直接関連し、かつその実施に不可欠なものでなければならない、
かつ、金融支援による投資額を超えてはならない。

⇒ 加盟国が補助金を活用する際は**金融支援（融資・出資等）との組合せが必須**。
欧州委と欧州投資銀行が共同で、各国の金融支援の知見共有プラットフォームを提供し、**支援フェーズの進展に応じて補助金から金融支援にシフト**することを推奨。

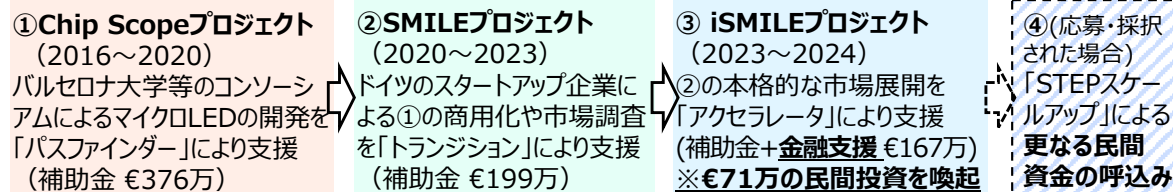
【欧州委によるディープテック支援（EIC）】

①パスファインダー	②トランジション	③アクセラレータ	④STEPスケールアップ
基礎研究 (TRL※1-4)	技術実証～商業化 (TRL3～6)	市場展開 (TRL6～8)	大規模資金調達
補助金 ～€400万	補助金 ～€250万	補助金 ～€250万 + 金融支援 ～€1,000万	金融支援～€3,000万

※ 技術成熟度の国際標準。9段階で数字が大きいくほど成熟度が高い。

民間による€5,000万以上の大型資金調達ラウンドの組成が要件

＜支援例＞マイクロLEDにおける開発～市場展開までの支援の流れ



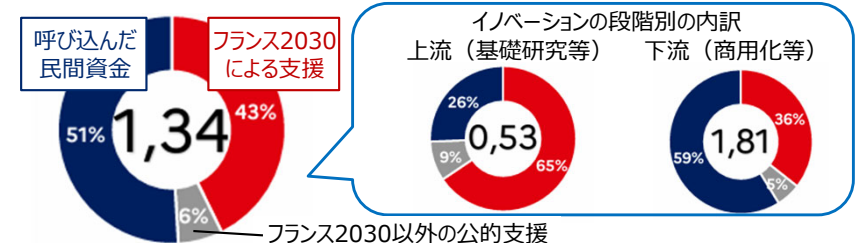
OECDの指摘

- ✓ 産業戦略は**複数の政策手段**を含む形でデザインすることが重要
- ✓ 支援の水準を決定する際には、**プロジェクトを推進するために必要な最小限の支援**を提供することを目的とすべき
- ✓ 新興の競合他社が排除されないよう構築し、手段ではなく目標を明示し、評価や査定のスケジュールを定め、**撤退の選択肢を組み込んだガバナンスモデル**が重要
- ✓ **資金提供手段の適切なバランス**を見出すことが政府の課題。このバランスは、支援の対象となる技術の成熟度や企業のキャパシティ等によって異なる

フランスの事例

- ✓ 5ヶ年の産業政策パッケージ「フランス2030」は、**対象事業の要件として、民間等との「共同資金調達」（cofinancés）であることを原則とする旨法定**。四半期ごとに公表する進捗報告において、政府資金の民間投資等に対するレバレッジ効果を追跡

【2026年第1四半期時点での実績】



※中央の数字はフランス2030以外の資金（公的資金含む）に対するレバレッジ効果を指す

- 従来続いていた、大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運営から脱却し、恒常的な施策については当初予算で措置（補正予算については緊要性の高いものに限定）。
- これまでの建議においても、補正予算について、本来当初に計上されるべき施策が安易に計上されることが常態化していたとの指摘をいただいていたところ。
- これまでの経済対策・補正予算については、非常に短い期間で策定・編成せざるを得なかったが、こうした方針転換を通じ、効果的な予算とすべく、より丁寧に議論を積み重ねることが可能となる。

◆ 骨太の方針2026（抜粋）

- 従来続いていた、大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運営から脱却し、補正予算については緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する。補正予算と当初予算の区別の考え方を検討し、2026年内に改定する予算編成の基本方針に反映する。なお、今般の補正予算は、中東情勢が不透明である中で、経済活動や国民生活に支障が生じないよう必要な額を措置するとともに、市中への国債発行額にも配慮しつつ対応したものである。今秋以降に補正予算が必要となる場合であっても、真に緊要性の高い施策に限定する。

◆ 人口減少と不確実性の時代における国力の強化と財政運営（抜粋） （令和8年6月26日財政制度等審議会）

- 政府は、「強い経済」を実現するため、危機管理投資・成長投資を強化するとともに、民間事業者や地方自治体の取組を後押しするため、政府予算の予見可能性を確保する観点から、毎年度補正予算が組まれることを前提とした予算編成と決別し、可能な限り当初予算で措置するなど、予算編成の在り方を抜本的に見直すこととしている。

令和7年度における予算編成の日程

補正予算

当初予算

8月末

9月

10月

10/21

11月

11/21

11/28

12月

12/26

経済対策 策定指示



1ヶ月程度

経済対策 閣議決定
補正予算案 閣議決定

各省庁からの概算要求

4ヶ月弱

当初予算案 概算決定

- 補助金・基金の点検・見直しについては、まずは各省において全事業の「自己点検」を実施しその結果を要求・要望に反映することとされており、先日概算要求が行われたところ。今後は予算編成プロセスを通じて各省の要求・要望の内容の精査を進め、施策の優先順位を洗い直し、大胆に重点化していく方針。

◆ 令和9年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（令和8年7月30日 閣議了解）（抜粋）

（前略）歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査。

◆ 各省の自己点検結果の反映例

<地域少子化対策重点推進交付金（こども家庭庁）> （87億円（R7補正77億円、R8当初10億円））

【事業概要】

結婚、子育てに関する自治体の取組の支援。自治体間連携を伴う取組や結婚・妊娠・子育ての相談機会提供等の支援。

【国民提案・公開プロセスにおける指摘】

少子化対策として、家族形成を後押しするためには、臨時の現金給付から、持続的かつ構造的な効果を持つ支援に転換すべき。

一時的な現金給付は抜本的に見直し、地域のこども政策推進を幅広く支援できる事業へと抜本的に見直すべき。

【点検結果】

効果検証が十分にできていない地域少子化対策重点推進交付金について、自治体の財政力指数を踏まえて地域における優先度が高い取組を重点的に支援する地域こども政策推進事業へ統合し、持続的・効果的な政策効果が得られる施策へと見直し。

【令和9年度概算要求】
要求なし（▲87億円）

※地域こども政策推進事業へ統合

<テレワーク普及促進関連事業（厚生労働省）> （2.5億円（R8当初））

【事業概要】

適切な労務管理下におけるテレワークを導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援。

【国民提案・公開プロセスにおける指摘】

テレワークが一定浸透してきたことを踏まえて、今後の社会的役割やより効果的に事業を実施する方法を考える必要があるのではないか。

【点検結果】

テレワークは、一定程度浸透してきた中で、中小企業・小規模事業者等を重点的に支援するため、47都道府県に拠点を持つ働き方改革推進支援センターにおいて、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方に関する相談対応等の1つとして実施し、中小企業事業主等に対して、総合的な支援を行うことで、より効果的・効率的な支援を行う。

【令和9年度概算要求】
0.9億円要求（▲1.6億円）

※経過措置分

- 基金については、いわゆる「3年ルール」は不適用とし、投資にかかる計画策定や国庫債務負担行為を組み合わせ、長期投資に必要な予見可能性を確保しつつ、柔軟で効率的な資金管理と両立させる。長期滞留資金の防止や機会費用の軽減を考慮した国庫返納の仕組みを整備するなど、資金活用の効率化や政策・投資効果の最大化等のために実効性のある仕組みを構築していく。

◆ 骨太方針2026（抜粋）

基金や複数年度にわたる予算措置については、長期投資に必要な予見可能性と、柔軟で効率的な資金管理を両立させる観点から見直す。基金については、補正予算に依存した財政運営からの脱却とあいまって国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるようにする。事業の進捗や政策効果の発現の状況を一定の期間で確認するなど、成果管理を徹底するとともに、資金効率の向上、資金管理の透明化・適正化等を通じてガバナンスを強化し、投資としての成果を最大限、効果的・効率的なものとするを前提に、一律・機械的な期間設定にとられない予算措置が可能となるよう、「予算措置は原則3年以内」とする現行ルールの不適用を含め、令和9年度予算編成に向けて、基金ルールの抜本的な見直しを具体化する。

◆ 基金ルールの見直しについて（行政改革推進会議決定（令和8年7月30日））

1. 「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）に基づき、基金については、「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和5年12月20日 行政改革推進会議）における「新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する」とのいわゆる「3年ルール」は適用しないこととする。
2. 基金への予算措置にあたっては、補正予算に依存した財政運営から脱却し、恒常的な施策については当初予算で措置する方針であることを踏まえ、投資にかかる計画策定や国庫債務負担行為を組み合わせ、予見可能性を確保しつつ、事業の進捗や政策効果の発現の状況を確認しながら、資金需要に弾力的に対応できるよう必要な金額を措置していくことで、柔軟で効率的な資金管理と両立させる。
3. あわせて、執行段階における政策・投資効果の最大化、資金活用の効率化、資金管理の透明化・適正化のため、実効性のある仕組みを構築する。（※）

※ 詳細については、以下の方針に従い、予算編成過程において具体化する。

（1）政策・投資効果の最大化

- ・ 成果管理の徹底のため、ステージゲート（定期的（1～3年）に支援案件の進捗・成果を評価し、次の段階の支援の判断をする機会）を必置化する。
- ・ 基金からの支援によって生じた一定の利益を基金設置法人・国へ返納（収益納付）することを原則化する。案件の性質に応じて、将来の利回りが期待できる出資・貸付による支援を積極的に検討する。

（2）資金活用の効率化

- ・ 目的・対象等が重複する基金や、長年活用されていないもしくは活用が非常に低調な基金、設置期限が到来している基金、既に基金要件を満たさなくなっている基金等について、統廃合を検討する。
- ・ 金利上昇による基金の保有コストの上昇を抑えるため、長期滞留資金の防止や機会費用の軽減を考慮した国庫返納の仕組みを整備する。

（3）資金管理の透明化・適正化

- ・ 資金管理の状況を「見える化」するため、基金事業ごと及び基金全体について、交付決定や支出、運用の状況等を四半期ごとに公表する。執行における不適切事例や立入検査等の状況を公表する。
- ・ 基金の管理・活用を適正かつ確実に行うため、基金設置法人に求められる適格性の要件を明確化した上で、充足を徹底させる。委託・再委託等を行う場合にはあらかじめ所管府省庁の承認を得ることを必須とする。不正防止への対応等実効性あるガバナンスとなるよう、法制上の措置を合わせて検討する。

1. 経済・金融環境：新たなステージへの移行の本格化

2. 令和9年度予算編成に向けて

(1) 財政

(2) 金利と財政

(3) 予算編成改革

(4) 飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱

(令和8年9月15日閣議決定) (抜粋) ①

- 「中間とりまとめ」(令和8年7月29日社会保障国民会議)及び「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針(令和8年8月5日閣議決定)に基づき、
 - ・これまでにない「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金(支援金)を導入する。
 - ・その際、令和11年度の本格導入までの「つなぎ」として、まずは、2年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲で実施する支援金制度を組み合わせて行い、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続していくこととする。
 - ・支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。
- こうした考え方の下で、必要な法制上の措置等を可及的速やかに講ずる。

目的

租税及び社会保険料による負担の軽減のため、飲食料品に係る消費税率について、現下の物価の上昇に鑑み臨時的に2年間に限り引き下げるとともに、中低所得の就業者の可処分所得の増大並びに就業の促進及び就業時間の抑制の緩和を図る必要性に鑑み、当該就業者が負担する租税及び社会保険料並びに当該就業者が受ける社会保障に係る現金給付の状況を一体的に捉える観点から、租税及び社会保険料の合計額から現金給付の合計額を控除した額の収入の額に対する割合(純負担率)を踏まえ、所得の額等に応じた支援金を支給することにより、働くことにより生活の向上を実感できる社会の形成に寄与することを目的とする。

飲食料品に係る2年間の消費税率引下げ

- ・ 期間 **令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間**
- ・ 対象範囲 **軽減税率の対象となっている飲食料品**
 - ※1 税率1%の対象となる飲食料品の範囲は、税率8%時から変更はない
 - ※2 税率8%の軽減税率が適用されている「週2回以上発行される新聞の定期購読分」については、一般の税率引下げの対象外
- ・ 税率 **1%** (国税0.78%と地方税0.22%相当分の合計)

実施のための所要の措置

① 本則課税事業者に移行するための特例

- ・ 還付申告が可能な本則課税に移行するため、**届出の提出期限を「課税期間の末日」に後ろ倒す特例**や、
- ・ **簡易課税のいわゆる2年縛りを解除する特例**を設ける。

② 簡易課税制度の特例

- ・ 簡易課税制度の場合に、軽減税率が適用される**飲食料品の販売について、税額が発生しない特例**を設ける(売上税額と同額の仕入税額を控除)。

③ 総額表示義務の特例

- ・ 消費者にとっては総額表示が分かりやすいことも踏まえ、**総額表示義務は維持しつつ、総額表示に直ちに対応することが困難な場合、税率変更の前後の最大各2か月間、飲食料品は8%又は1%での総額が表示されていればよい**こととする(実際の支払額と誤認させない措置の実施が条件)。

④ 中間申告制度の特例

- ・ **来年4月以降の中間申告について、新税率(1%)で再計算した前年税額に基づく中間申告**を可能とする。

⑤ 予約販売・通信販売の経過措置

- ・ 定期供給契約による予約販売(例:1年分の代金を先払いしておけば、旬の食材が毎月届く)については、**来年1月1日前に契約を締結し、来年4月1日前に対価を領収している場合、引下げ前の税率(8%)を適用して申告納税する経過措置**を設ける(通信販売についても、来年1月1日前に条件提示、来年4月1日前に申し込みを受けた場合、同様の経過措置)。
- ※ 令和9年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収額は、全額を地方特例交付金により補填するとともに、各年度において必要な地方交付税総額を適切に確保する。
- ※ 事業者が準備作業に着手できるよう制度の詳細を早急に公表・広報する等、関係府省庁は直ちに必要の準備作業に着手する(支援金制度も同様)。レジシステムの移行・改修に関する中小企業等への支援を行うとともに、緊急時における税率変更にも柔軟なシステムの普及促進を図る。

農林漁業者等への対応

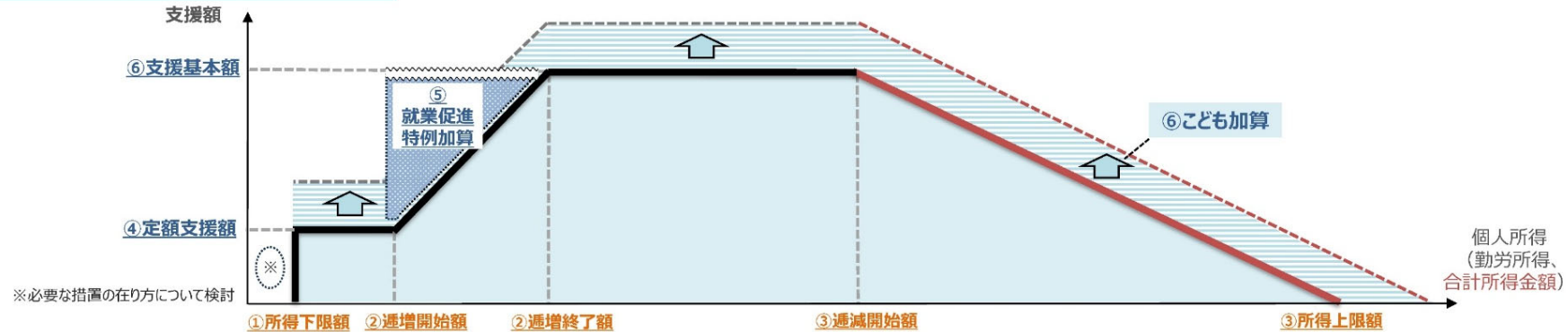
- ・ 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響を受ける**農林漁業者**については、消費税率の引下げによる売上税額の減少等に対応して、利子負担を考慮しつつ、**資金繰りへの支援**を行う。特に本則課税に移行することが困難な**簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者**については、第一次製品の生産・販売を担う特殊性に鑑み、売上げから回収できない仕入税額が大きくなることで経営継続が困難とならないよう、**個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組み**を導入することとし、**現場の納得感のある対応に万全を期す**。
- ・ **食品事業者、外食事業者**については、税率引下げが経営に及ぼす影響を踏まえて、**資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化等の取組の支援等**を行う。特に、**外食事業者**については、**テイクアウト等の多角化の支援**を講ずるなど、外食と中食・内食の税率差による**影響の及ぶ業態などを見極めた上で、的確な支援**を講ずる。
- ・ **簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者、食品事業者、外食事業者**が本則課税事業者に移行する際の**相談対応**や、**税理士費用等の経費に対する支援**を行う。
- ・ これらについて、関係府省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、**予算編成過程において支援内容を具体化**する。

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱

(令和8年9月15日閣議決定) (抜粋) ②

就業者負担軽減支援金の支給

給付に係る閾値となる所得水準及び給付額等について、法律の規定内容や政令で定める際の考え方を記載



①所得下限額 〔中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減する制度として、一定の勤労所得がある者を対象とする基準〕

- 税制及び社会保険制度、就業促進の効果を考慮して定める。特に課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス等を勘案。

※「中間とりまとめ」における意見①被用者保険の短時間労働者の適用ライン超（所得約32万円超（給与収入約106万円超））、②給与所得0円超（給与収入74万円超）、③雇用保険の適用ライン超（給与収入約53万円超）

- 事業所得・業務に係る雑所得は、就労とみなせる水準として定める額を超える場合に勤労所得として合計する。

②逡増開始額／逡増終了額 〔就業促進の観点から、支援額を逡増（より働けば支援額も増加）する範囲の基準〕

- 逡増開始額は、個人住民税所得割が課税される水準を踏まえて定める。
※ 個人住民税所得割の非課税限度額（単身）は給与収入119万円
- 逡増終了額は、被用者保険適用要件等を踏まえた就業促進の効果等を考慮して定める。

③逡減開始額／所得上限額 〔合計所得金額が一定額を超える場合に、公平性の観点から、支援額を逡減・消失させるための合計所得金額の基準〕

- 所得上限額は、以下を考慮しつつ、恒久財源の確保と併せて検討し定める。
 - ・ 我が国と諸外国の純負担率及び純負担額の国際比較
 - ・ 諸外国の類似制度において支給対象となる勤労者の割合
- 逡減開始額等は、諸外国との純負担率の差、就業促進の効果等を考慮して、所得上限額と併せて検討し定める。

④定額支援額 〔非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、給付額を逡増させると誤支給につながる可能性があるため、定額を支給。〕

- 勤労所得が逡増開始額以下である勤労者の税及び社会保険料の負担等を考慮して定める。その際、飲食料品に係る消費税率の軽減等が実施されることを踏まえる。

⑤就業促進特例加算 〔「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として、「年収の壁」に配慮した一定の加算〕

- 要件は①勤労所得が、被用者保険の短時間労働者の適用ライン～可処分所得減少が回復する水準
②被用者保険の適用による社会保険料相当額の支払い
- 加算額は、年収の壁に直面する方に手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランス等を勘案して定める。

⑥支援基本額／こども加算

- 諸外国と我が国の純負担率の差を踏まえつつ、支援基本額と、19歳未満の居住者である扶養親族*の数に応じたこども加算額とをあわせて検討し定める。*R9～10においては、16歳未満の扶養親族

配偶者所得上限額 〔高所得の配偶者がいる場合の例外措置に係る基準〕

- 配偶者の合計所得金額 ≤ 配偶者所得上限額（R11から適用）
配偶者所得上限額は、公平性の観点及び複雑な制度設計を避ける観点から、確定申告等による所得把握を含め税制及び社会保険制度の状況を踏まえて定める。

純負担基準額 〔一定の税・社会保険料負担がある者として、「純負担」が現役並みである中低所得の高齢者等も対象とする上での基準〕

- 純負担（税・社保負担額－公的年金等）＞ 純負担基準額を満たす者が対象
純負担基準額は、所得下限額を超える現役勤労者が通常負担する税・社会保険料の水準を踏まえて定める。

執行等

- 請求に基づき市町村（特別区含む）が認定し、毎年1回支給（※）。公金受取口座登録者については、市町村長が（請求なしで）職権で認定し、支給可能（受給者・市町村双方の事務負担を軽減）。※ ただし、令和11年度以降の支援金に円滑に接続するため、令和11年4月に、年度替わりの地方自治体の事務負担を十分考慮しつつ、令和10年度の受給資格者に対して令和11年度以降の制度による支援額の半半分相当額を基本とした額を先行して支給する。その後、令和11年度の受給資格者に対して当該支援額の半半分相当額を基本とした額を支給する。
- 支援金制度は、令和9年4月から導入する。
- 内閣府所管とし、租税・社会保険料負担に関する総合調整本部を設置する。

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱

(令和8年9月15日閣議決定) (抜粋) ③

費用の負担等

1 就業者負担軽減支援金の支給に要する費用については、

(i) 中低所得者が負担している国税(所得税等)、地方税(個人住民税等)、社会保険料などの負担の軽減を図ることを目的としたものであることから、税制等により負担を求めている主体(国・地方)が、求めている負担の割合を踏まえて財政負担することが適切であること

(ii) 本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、社会保障制度については、現金給付も含め、国と地方がそれぞれ応分の財政負担をしながら制度を支えてきたこと

を踏まえ、その3分の2以上を国が負担し、残余のうち2分の1ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担することとし、費用の負担割合の決定に際しては地方と協議する。

2 1の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっては、地方負担の全額を地方自治体に見える形で基準財政需要額に算入する。

3 国は、支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、支援金の支給の円滑な実施を確保するため、普通交付税の交付を受けないと見込まれる市区町村(特別区を含む)に対して、当該市区町村における負担に相当する額を上限として、当分の間、特別交付金を交付する。

4 令和9年度及び令和10年度においては、3にかかわらず、支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、支援金の支給の円滑な実施を確保するため、全ての市区町村に対して、当該市区町村における負担に相当する額について、特別交付金を交付する。

5 事務費やシステム改修等に要する経費については、制度導入に際して全額国費措置としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえ、地方の事務執行に支障が生じないよう、国において必要な対応を行う。

検討等

国による情報システムの整備等

- 1 国は、情報システムの整備その他の情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずる。
(支援額算定ツールの無償提供、給付支援サービスの国による一括契約・提供、国の情報システムの必要な機能拡充等)
- 2 国として、分かりやすく十分な周知広報等を行うとともに、国によるコールセンターの設置やウェブサイトでの自ら支援額を算定できる仕組み等を構築する。
- 3 国は、公金受取口座登録者数を増加させるための措置を推進(口座実在確認機能の実装、照会対応能力の強化)する。

財源

- 1 令和11年度以降の支援金制度の実施に当たっては、市場の信認を得られるよう、特例公債に頼らず、補助金・租税特別措置の適正化その他の歳出・歳入全般の見直しにより恒久財源を確保する。
- 2 つなぎの財源については、市場の信認を得られるよう、特例公債に頼らず、補助金・租税特別措置の適正化、追加的な租税収入以外の収入の確保その他の歳出・歳入全般の見直しにより確保する。
- 3 給付費に係る地方負担及び地方消費税の減収について、政府は、国と地方の役割分担を踏まえつつ、地方の財政運営に支障が生じないよう、上記1及び2の取組を踏まえ、財源の確保その他の適切な措置を講ずる。

支援金制度に係る検討事項

- 1 金融所得の勘案、利子所得・保有資産の勘案の検討を行う。
- 2 将来にわたり給付のみと限定せず、給付と税額控除を組み合わせる仕組みの導入について、継続して検討を行う。
- 3 社会の構造変化等を踏まえ、国の役割を拡大する方向で、国と地方の役割分担の在り方等について、本制度の導入後速やかに、地方と十分に協議を行い、継続して検討を行う。
- 4 低所得の就業者、疾病・障害等により就業困難な者のうち支援金の対象とならないものに対する必要な措置の在り方についての検討を行う。
- 5 就業していない高齢者等に対する必要な措置の在り方についての検討を行う。
- 6 第3号被保険者制度の見直し及び被用者保険の適用拡大の更なる推進の検討を行う。
- 7 医療介護制度改革を含む社会保障制度・雇用制度の見直しについての検討を行う。
- 8 人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革についての検討を行う。

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する総理発言

「飲食料品に係る消費税率の引下げ」及び「給付付き税額控除」についての高市総理会見（抄） （令和8年7月30日）

そこで、「給付付き税額控除」を改革の本丸とし、「飲食料品の消費税率」の引下げについては、その実施までの「つなぎ」と位置づけ、「給付付き税額控除」への移行を見据えて検討を進めると申し上げてまいりました。

（中略）

「つなぎ」につきましては、（略）

① まずは、「全所得階層」に負担軽減が及ぶ「飲食料品の消費税率」1%への引下げを、令和9年4月より2年間先行させる。

② その後、「税・社会保険料」の負担に苦しむ、真に支援の必要な「中所得」・「低所得」の方の負担を集中的に軽減できる「所得に連動したきめ細かな給付」を、令和11年4月から「本格導入」することに合わせて、

③ 「飲食料品の消費税率」は元の税率（8%）に戻して行く。

④ その上で、「所得に連動したきめ細かな給付」の「本格導入」までの間、支援の「十分性」を確保しつつ、「中所得」・「低所得」の方に手厚く対応するとともに、消費税率を元に戻して行く際に合わせて「本格導入」される「給付制度」の予見可能性を高めるという観点からも、「飲食料品に係る消費税」1%の範囲内で、令和9年6月以降、「所得に連動したきめ細かな給付」を「先行導入」する。

（中略）

第四に、「飲食料品の消費税率を元の税率（8%）に戻せないのではないか」とのご指摘については、

・今回「社会保障国民会議」に参加した各党の間でも、「消費税」が貴重な「社会保障財源」として活用されていることは共通認識であり、

・「財政の持続可能性」を実現し、「市場の信認」を確保していく観点からも、2年後には、私が責任を持って、確実に税率を元に戻してまいります。